

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番5号
楽 天 銀 行 株 式 会 社
代表取締役社長 東 林 知 隆

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報は、電子提供措置をとっておりインターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。当日ご出席されない場合は、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに後記の議決権行使のご案内にしたがって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト
「株主総会・招集通知」ページ

<https://www.rakuten-bank.co.jp/corp/investors/stock/meeting.html>

上記のウェブサイトアクセスして、「招集ご通知」を選択の上、ご覧ください。



敬 具

記

1	日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時（午前9時から受付開始）		
2	場 所	東京都港区港南一丁目9番36号 アレア品川 東京コンファレンスセンター・品川 5階 大ホール		
3	株主総会の 目的事項	報告事項	1. 第27期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第27期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）計算書類の内容報告の件	
		決議事項	第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 株式交付計画承認の件 第4号議案 定款一部変更の件	

また、当行ウェブサイトのほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証「上場会社情報」
掲載ページ

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、当行名又は証券コード（5838）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

株主総会ポータル[®]
（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコード^{*}を読み取るか、株主総会ポータルログインID・パスワードをご入力ください。

修正が生じた場合について

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

以 上

Rakuten 楽天銀行

株主総会の流れ

議決権行使の方法から株主総会後までの流れをご案内いたします。

株主総会開催前

2026年6月23日 火曜日 午後5時30分まで

■ 招集通知を見る

<https://www.rakuten-bank.co.jp/corp/investors/stock/meeting.html>

※QRコード®は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



■ 事前に議決権を行使する



インターネットによる
議決権行使

議決権行使書用紙に記載のQRコード®又はウェブサイトへアクセスの上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2026年6月23日（火曜日）午後5時30分まで



書面による
議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2026年6月23日（火曜日）午後5時30分到着

議決権行使は、簡単・便利な「スマート行使®」をご利用ください。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイト
にログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコード®を読み取ってください。
- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

「スマート行使®」での議決権行使は1回に
限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更
される場合、再度QRコード®を読み取り、
議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード
及びパスワードをご入力いただく必要が
あります。

議決権行使に関する事項

- ・ 議決権行使書及びインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- ・ インターネット等による議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ・ ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱わせていただきます。

事前のご質問を 受け付けています

議決権行使書用紙に記載のQRコード®又はURL (<https://www.soukai-portal.net>) から
株主総会ポータル®トップ画面へアクセスし、「事前質問へ」ボタンを押下し、ご質問をご入力ください。

受付期限 2026年6月17日（水曜日）午後5時まで

書面交付請求された株主様へご送付している書面について

当該書面には、法令及び当行定款第14条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
・ 事業報告のうち「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- 機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会当日

2026年6月24日 水曜日 午前10時

■ 当日出席する場合

議決権行使書用紙と本招集ご通知をご持参ください。

会場

東京都港区港南一丁目9番36号
アレア品川 東京コンファレンスセンター・品川 5階 大ホール
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

交通

品川駅（JR線（山手線・京浜東北線・東海道本線・横須賀線）京浜急行線）港南口 徒歩約1分

■ ライブ配信で視聴する場合

パソコン・スマートフォン等より、以下のURLにアクセスし、ログインID・パスワードをご入力の上、ご視聴ください。



配信開始日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時

視聴ログインURL

<https://5838.ksoukai.jp>



▶ ログインID：株主番号（9桁） ▶ パスワード：株主名簿ご登録住所の郵便番号（7桁）

- ご出席の株主さまの容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございます。
- ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ライブ配信参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- ログインID・パスワードの第三者への提供、ライブ配信の映像・音声の記録・複製や第三者への提供等は禁じます。
- ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、予めご承知おきください。

お問合せ

株主総会ポータル[®]サイト並びに
議決権行使ウェブサイトの
操作方法にするお問合せ

ライブ配信の接続に関する
お問合せ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 0120-652-031 9時～21時

株式会社ブイキューブ

 03-6833-6216 6月24日（水曜日）9時～株主総会終了まで



株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年度を振り返りますと、当行は多くのお客さまにご支持をいただき、預金口座数が2026年3月に1,800万口座を突破し、単体預金残高が2025年12月末に13兆円を突破する等、大きなマイルストーンを達成し、国内で最大の口座数と預金量を有するデジタルバンクとしての地位を確固たるものにしました。また、2025年度の連結経常収益が2,555億円（前連結会計年度比38%増）、連結経常利益が1,030億円（同44%増）となり、いずれも過去最高を記録しました。これらの成果は、金利収益の大幅な伸びに加え、事業規模の拡大による経営効率の向上が寄与したものです。

2025年度は、私自身が経営の舵取りを担うこととなり、組織の活性化とマーケティング機能の強化に注力してまいりました。激化する金融環境の中、首尾一貫して私たちが目指すのは「安心・安全で最も便利な銀行」です。楽天グループの強固な顧客基盤とテクノロジーを掛け合わせることで、個人・法人それぞれのお客さまに対して、最高水準のデジタルバンキングサービスを提供し続けることこそが、FinTechのリーディングカンパニーである私たちの存在価値であると確信しています。

楽天銀行は、本年7月で開業25周年という大きな節目を迎えます。2001年の創業以来、私たちはデジタルバンクとして、常に新しい金融サービスの提供に挑戦してまいりました。今後も、楽天グループの一員として、楽天エコシステムと深く連携を図りながら、お客さまの生活に寄り添い、豊かな未来の実現に貢献することを目指し、事業を推進してまいります。

次なるステージにおいても、FinTechのリーディングカンパニーとして、業容の拡大、業績の向上、企業価値の最大化を通じて、株主の皆さまに貢献してまいります。より良い未来のために、金融サービスを通じて社会の発展の一助となるべく、行員一丸となって取り組んでまいりますので、株主の皆さまには今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役社長

東林 知隆



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役東林知隆氏、三木谷浩史氏、海老沼英次氏、長門正貢氏及び川村佳世子氏の5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて東林知隆氏、三木谷浩史氏、水口直毅氏、長門正貢氏、川村佳世子氏、河井聡氏及び小木曽麻里氏の7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名	当行における現在の地位	取締役 在任期間	取締役会出席状況 (出席率)
1	とう りん とも たか 東 林 知 隆 男性 再任	代表取締役社長 最高執行役員	1年	100% (13回/13回) (注1)
2	み き たに ひろ し 三木谷 浩 史 男性 再任	取締役会長	4年 2か月	94% (16回/17回) (注2)
3	みず ぐち なお き 水 口 直 毅 男性 新任	常務執行役員 財務本部・企画本部担当役員	-年	—% (一回/一回)
4	なが と まさ つぐ 長 門 正 貢 男性 再任 社外 独立	社外取締役	4年	100% (18回/18回)
5	かわ むら か よ こ 川 村 佳世子 女性 再任 社外 独立	社外取締役	1年	100% (14回/14回) (注3)
6	かわ い さとし 河 井 聡 男性 新任 社外 独立	—	-年	—% (一回/一回)
7	こ ぎ そ ま り 小 木 曽 麻 里 女性 新任 社外 独立	—	-年	—% (一回/一回)

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

(注1)東林知隆氏は、2025年6月25日の第26期定時株主総会で就任しておりそれ以降の取締役会を対象としています。また、東林知隆氏は、当行の支配株主である楽天グループ株式会社の常務執行役員の地位に2025年3月まであったことを踏まえて、公正性を担保する観点からフィンテック事業再編に係る審議及び決議に出席しないものとしており、これによって出席しないものとされた取締役会については、取締役会の開催回数の分母からは除外しております。

(注2)三木谷浩史氏は、当行の支配株主である楽天グループ株式会社代表取締役会長兼社長を兼任していることから、特別利害関係を有する議案については、審議及び決議に出席していないため、特別利害関係を有することを理由に出席していない取締役会については、取締役会の開催回数の分母からは除外しております。

(注3)川村佳世子氏は、2025年6月25日の第26期定時株主総会で就任しておりそれ以降の取締役会を対象としています。



候補者番号

1

とう りん と も た か

東林 知隆

生年月日

1965年6月30日生

再任

取締役在任年数

1年

取締役会出席状況

100%
(13回/13回)
(注)

所有する当行株式数

1,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行）入行
1998年9月 アジア開発銀行入行
2001年1月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
2006年9月 楽天証券株式会社入社
2007年9月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）転籍
2016年4月 同社上級執行役員
2017年1月 当行常務執行役員
2019年6月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）ファンクションCCO（Chief Compliance Officer）
楽天カード株式会社監査役
楽天ヴィッセル神戸株式会社監査役
楽天マネジメント株式会社監査役
株式会社楽天野球団監査役
2020年1月 楽天モバイル株式会社CCO（Chief Compliance Officer）
2020年5月 楽天国際商業銀行股份有限公司監察人
2021年6月 Rakuten Marketing LLC Manager
Rakuten Kobo Inc. Director
Ebates Inc. Director
楽天グループ株式会社国際統括部Director
2021年8月 Rakuten Asia Pte. Ltd. Director
Rakuten Europe S.à r.l. Manager
Viber Media S.à r.l. Manager
2021年12月 楽天モバイル株式会社執行役員兼CCO（Chief Compliance Officer）
2022年4月 楽天グループ株式会社常務執行役員
2022年12月 同社CCO（Chief Compliance Officer）
2024年3月 楽天シンフォニー株式会社取締役CCO（Chief Compliance Officer）
2025年4月 当行副社長執行役員
2025年6月 当行代表取締役社長最高執行役員（現任）
楽天信託株式会社取締役（現任）
楽天国際商業銀行股份有限公司董事（現任）
日本マルチペイメントネットワーク推進協議会理事（現任）

取締役候補者とした理由

東林知隆氏は、国内外の銀行・証券を含むビジネスを長年経験し、楽天グループ株式会社や楽天モバイル株式会社等のChief Compliance Officer、楽天グループ株式会社常務執行役員等の重責を歴任してきました。当行の常務執行役員としての経営経験もあり、こうした豊富な実績と経験が、当行の更なる飛躍的な発展に資すると考え、引き続き選任をお願いするものです。

(注)東林知隆氏は、2025年6月25日の第26期定時株主総会で就任しておりそれ以降の取締役会を対象としています。また、東林知隆氏は、当行の支配株主である楽天グループ株式会社の常務執行役員の地位に2025年3月まであったことを踏まえて、公正性を担保する観点からフィンテック事業再編に係る審議及び決議に出席しないものとしており、これによって出席しないものとされた取締役会については、取締役会の開催回数の分母からは除外しております。



候補者番号

み き た に ひ ろ し

2 三木谷 浩 史

生年月日

1965年3月11日生

再任

取締役在任年数

4年
2か月

取締役会出席状況

94%
(16回/17回)
(注)

所有する当行株式数

0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1988年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
1993年5月 ハーバード大学経営大学院修士号取得
1996年2月 株式会社クリムゾングループ（現 合同会社クリムゾングループ）代表取締役社長（現 代表社員）（現任）
1997年2月 エム・ディー・エム株式会社（現 楽天グループ株式会社）設立 代表取締役社長
2001年2月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）代表取締役会長兼社長（現任）
2004年3月 同社最高執行役員（現任）
2006年4月 株式会社クリムゾンフットボールクラブ（現 楽天ヴィッセル神戸株式会社）代表取締役会長（現任）
2010年2月 一般社団法人eビジネス推進連合会（現 一般社団法人新経済連盟）代表理事（現任）
2011年10月 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団 理事長（現任）
2012年8月 株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー（現任）
2016年7月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）グループカンパニーディビジョングループプレジデント（現任）
2017年7月 楽天アスピランジャパン株式会社（現 楽天メディカル株式会社）代表取締役会長（現任）
2021年4月 AST SpaceMobile, Inc. Director（現任）
2022年3月 楽天モバイル株式会社代表取締役会長（現任）
2022年3月 楽天カード株式会社取締役会長（現任）
2022年4月 当行取締役会長（現任）
2022年6月 楽天ペイメント株式会社取締役会長（現任）
2022年7月 楽天インシュアランスホールディングス株式会社取締役会長（現任）
2022年10月 楽天証券ホールディングス株式会社取締役会長（現任）
2023年8月 楽天シンフォニー株式会社代表取締役会長兼CEO（現任）
2024年8月 Rakuten Medical, Inc. Vice Chairman of the Board & CEO（現任）

取締役候補者とした理由

三木谷浩史氏は、1997年2月の現楽天グループ株式会社設立以来、代表取締役として楽天グループの経営を指揮し、他に類を見ない革新的なビジネスモデル「楽天エコシステム」を確立させてきました。また、楽天グループ株式会社代表取締役会長兼社長、楽天カード株式会社取締役会長及び楽天モバイル株式会社代表取締役会長を兼任している等、豊富な実績と経験が当行の機能強化に資すると考え、引き続き選任をお願いするものです。

(注)三木谷浩史氏は、当行の支配株主である楽天グループ株式会社代表取締役会長兼社長を兼任していることから、特別利害関係を有する議案については、審議及び決議に出席していないため、特別利害関係を有することを理由に出席していない取締役会については、取締役会の開催回数の分母からは除外しております。



候補者番号

3 水口直毅

みず

ぐち

なお

き

生年月日

1967年10月11日生

新任

取締役在任年数

一年

取締役会出席状況

— %
(一回/一回)

所有する当行株式数

500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1991年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2006年8月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社
2010年2月 同社担当役員財務部財務課執行役員
2017年5月 同社グループカンパニーディビジョン内部監査部ジェネラルマネージャー
2018年4月 同社コンプライアンスディビジョンFunction CCO
2018年7月 同社オペレーション＆マーケティングディビジョンFunction CCO
2019年1月 同社オペレーションディビジョン Function CCO
2019年6月 当行常務執行役員財務本部担当役員兼企画本部担当役員兼海外事業準備室担当役員兼ALM本部担当役員兼ALM本部長
2021年10月 当行常務執行役員財務本部担当役員兼企画本部担当役員兼コンプライアンス統括本部担当役員兼審査本部担当役員
2022年4月 当行常務執行役員財務本部担当役員兼企画本部担当役員兼審査本部担当役員
2025年6月 楽天信託株式会社取締役（現任）
2025年9月 当行常務執行役員財務本部担当役員兼企画本部担当役員（現任）

取締役候補者とした理由

水口直毅氏は、金融機関での経験に加え、2006年8月の現楽天グループ株式会社入社以降、財務部担当役員やFunction Chief Compliance Officer等の要職を歴任してきました。また、当行常務執行役員として、財務本部、企画本部、コンプライアンス統括本部並びに審査本部等を統括してきました。これら豊富な経験と実績が、当行の更なる企業価値向上に資すると考え、取締役として新たに選任をお願いするものです。



候補者番号

4

ながとまさつぐ
長門正貢

生年月日

1948年11月18日生

再任

社外

独立

取締役在任年数

4年

取締役会出席状況

100%
(18回/18回)

所有する当行株式数

0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1972年 4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
2000年 6月 同行執行役員営業第二（自動車・電機）部長
2001年 6月 同行常務執行役員調査本部長
2002年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員（支店営業管轄）
2003年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）常務執行役員米州地域統括
2006年 6月 富士重工業株式会社専務執行役員
2007年 6月 同社取締役専務執行役員全海外営業管掌
2010年 6月 同社代表取締役副社長
2011年 6月 シティバンク銀行株式会社取締役副会長
2012年 1月 同行取締役会長
2015年 5月 株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長
2015年 6月 日本郵政株式会社取締役
2016年 4月 同社取締役兼代表執行役社長
日本郵便株式会社取締役
株式会社ゆうちょ銀行取締役
2016年 6月 株式会社かんぽ生命保険取締役
2018年10月 学校法人学習院評議員会評議員
2021年 1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー シニアアドバイザー（現任）
2021年 2月 Insight Partners シニア・アドバイザー（現任）
2022年 2月 一般社団法人日本工業倶楽部理事（現任）
2022年 6月 当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長門正貢氏は、株式会社ゆうちょ銀行・日本郵政株式会社において取締役兼代表執行役社長を務めるなど要職を歴任し、企業経営者として培った豊富な経験と見識を有しており、当該知識・経験に基づいた客観的観点からの助言等を期待できるほか、かかる経験と見識を当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号

5 川村 佳世子

かわ むら か よ こ
(注) 川村佳世子氏の戸籍上の氏名
は石神佳世子です。

生年月日

1964年7月12日生

再任 社外 独立

取締役在任年数

1年

取締役会出席状況

100%
(14回/14回)

(注)

所有する当行株式数

0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2006年1月 同社グローバルデリバリーソリューション部長
2008年4月 同社理事オープンシステム開発部担当
2009年7月 同社理事金融アプリケーションマネジメントサービスデリバリー担当
2012年1月 同社理事アプリケーションマネジメントサービスデリバリー担当
2016年7月 同社理事テクノロジーサポートサービス事業 営業担当
2019年1月 日本テラデータ株式会社ビジネスコンサルティング事業部事業部長
2021年4月 同社執行役員ビジネスコンサルティング事業部事業部長
2021年7月 同社執行役員カスタマー・サービス本部本部長
2024年6月 三菱HCキャピタル株式会社社外取締役（現任）
2025年6月 当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

川村佳世子氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社において金融機関向けシステムエンジニアやアプリケーション開発の責任者を歴任し、現在は主にクライアント企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）サポートを担っており、DXに関する豊富な知識と経験を有しております。また、非常勤役員として会社組織の運営を担った経験を有していることから、当該知識・経験に基づいた客観的観点からの助言等を期待できるほか、当行のデジタルバンクとしての強みをさらに確固たるものとし、当行のコアポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

(注)川村佳世子氏は、2025年6月25日の第26期定時株主総会で就任しておりそれ以降の取締役会を対象としています。



候補者番号

6

かわい
河井さとし
聡

生年月日

1963年9月7日生

新任

社外

独立

取締役在任年数

一年

取締役会出席状況

一％

(一回/一回)

所有する当行株式数

0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1989年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
1996年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録
1999年1月 森総合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）パートナー弁護士（現任）
2004年4月 東北大学法科大学院非常勤講師
2004年6月 YKK株式会社社外監査役
2006年12月 コロンビア大学ロースクール国際諮問委員会（International Advisory Board）委員
2011年4月 第一東京弁護士会仲裁センター運営委員会委員長
2011年9月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員（現任）
2013年1月 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会臨時委員
2013年9月 内閣官房行政改革推進本部行政改革推進会議「独立行政法人改革等に関する分科会」構成員
2014年6月 一般財団法人日本ADR協会理事（現任）
2016年3月 公益社団法人日本仲裁人協会理事（現任）
2020年10月 法制審議会仲裁法制部会委員
2023年6月 日本弁護士連合会ADRセンター委員長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

河井聡氏は、弁護士として専門的な知識・経験を有しているほか、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員、内閣官房行政改革推進本部 行政改革推進会議「独立行政法人改革等に関する分科会」構成員等として培った豊富な経験と見識を有しており、当該知識・経験に基づいた客観的観点からの助言等を期待できるほか、当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。



候補者番号

7 こ ぎ そ ま り
小木曽 麻里

(注) 小木曽麻里氏の戸籍上の氏名
は小木曽麻里です。

生年月日

1966年11月15日生

新任 社外 独立

取締役在任年数

一年

取締役会出席状況

一％
(一回/一回)

所有する当行株式数

0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 4 月 株式会社日本長期信用銀行入行
1998年 6 月 世界銀行入行
2003年 6 月 世界銀行グループ多数国間投資保証機関東京事務所長
2012年10月 アイインキュベート株式会社創業者兼CEO
2014年10月 ダルバークジャパン株式会社日本代表
2016年 1 月 公益財団法人笹川平和財団国際事業企画部長
2017年 7 月 同財団ジェンダーイノベーショングループ長
2019年 6 月 株式会社ファーストリテイリング社長室部長
2021年 1 月 株式会社SDGインパクトジャパン代表取締役社長（現任）
2021年 7 月 独立行政法人国際協力機構 海外投融資リスクアドバイザー委員（現任）
2022年 2 月 一般社団法人Mashing Up財団理事（現任）
2022年 6 月 三菱商事株式会社社外監査役
2024年 6 月 三菱商事株式会社社外取締役（現任）
2024年 6 月 テルモ株式会社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小木曽麻里氏は、金融機関での経験に加え、起業家、経営者としての多様な経験を有しております。また、グローバルな組織で要職を担った経験に加え、様々な企業での社外取締役・監査役の経験も豊富であります。これらの経験で培われた多様な観点からの助言等を期待できるほか、持続的な成長を目指す当行において、かかる経験と見識をコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくことを期待して、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 長門正貢氏、川村佳世子氏、河井聡氏及び小木曽麻里氏は社外取締役候補者です。

2. 取締役との責任限定契約について

当行は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

非業務執行取締役候補者である三木谷浩史氏は、現在当行の非業務執行取締役であり、また、社外取締役候補者である長門正貢氏及び川村佳世子氏は、現在当行の社外取締役です。

当行は既に各氏との間で責任限定契約を締結しており、各氏が取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。また、社外取締役候補者である河井聡氏、小木曽麻里氏の選任が承認された場合、当行は両氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定です。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

- ① 取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 取締役との補償契約について

当行は取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当行が補償することを内容とする補償契約を締結することにしております。当行は取締役候補者である東林知隆氏、三木谷浩史氏、長門正貢氏及び川村佳世子氏との間で既に補償契約を締結しており、各氏らが取締役に再任された場合、当該補償契約を継続する予定です。また、取締役候補者である水口直毅氏、河井聡氏及び小木曽麻里氏の選任が承認された場合、当行は各氏との間で上記同様の補償契約を締結する予定です。

4. 取締役との役員等賠償責任保険契約について

当行は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

現在当行の社外取締役である社外取締役候補者が社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時までの就任年数は、次のとおりです。

氏名	就任年月日	就任年数
長 門 正 貢	2022年6月27日	4 年
川 村 佳世子	2025年6月25日	1 年

6. 長門正貢氏及び川村佳世子氏の再任、河井聡氏及び小木曽麻里氏の選任をご承認いただいた場合、当行は4氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定です。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役山田眞之助氏、鹿戸丈夫氏、柴野忠道氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任2名を含む監査役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名	当行における 現在の地位	監査役 在任期間	取締役会出席状況 (出席率)	監査役会出席状況 (出席率)
1	やま だ しん の すけ 山 田 眞之助 男 性 再任 社外 独立	社外監査役	4年 6ヶ月	100% (18回/18回)	100% (17回/17回)
2	いけ だ じゅん 池 田 潤 男 性 新任 社外 独立	—	-年	—	—
3	おお ほら きよ こ 大 洞 聖 子 女 性 新任 社外 独立	—	-年	—	—

新任 新任監査役候補者 再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

1. 各監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。



候補者番号

1

やま だ しん の すけ

山田 眞之助

生年月日

1956年2月20日生

再任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年10月 監査法人朝日会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
1987年 3 月 公認会計士登録
2000年 5 月 社員登用
2007年 5 月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）代表社員
2010年 7 月 有限責任あずさ監査法人パートナー
2010年 7 月 日本公認会計士協会常務理事
2017年 7 月 有限責任あずさ監査法人社員会議長
2018年 6 月 有限責任あずさ監査法人 定年退任
2018年 7 月 公認会計士山田眞之助事務所所長（現任）
2018年 9 月 学校法人東邦大学監事（現任）
2019年 5 月 社会福祉法人こどもの国協会監事（現任）
2020年 2 月 三丸興業株式会社社外監査役（現任）
2020年 5 月 横浜植木株式会社社外監査役（現任）
2020年 6 月 エクシオグループ株式会社監査役
2020年 6 月 株式会社T&Dホールディングス取締役（監査等委員）（現任）
2021年12月 当行社外監査役（非常勤）（現任）

監査役在任年数

4 年
6 ヶ月

取締役会出席状況

100%
(18回/18回)

監査役会出席状況

100%
(17回/17回)

所有する当行株式数

0株

社外監査役候補者としての理由

山田眞之助氏は、公認会計士としての専門的な知見に加え、有限責任あずさ監査法人社員会議長、株式会社T&Dホールディングス取締役（監査等委員）及びエクシオグループ株式会社社外監査役等を歴任された豊富な経験と見識を有しております。同氏は、2021年12月の当行社外監査役就任以来、その卓越した専門的見地から、当行の監査体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの充実に多大なる貢献をしてまいりました。引き続き、同氏が培ってきた豊富な経験と見識を当行の経営監督に反映していただくことで、当行のさらなるガバナンス体制の向上を図るべく、再任をお願いするものです。



候補者番号

2

いけ だ

池田

じゅん

潤

生年月日

1959年9月2日生

新任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月 大蔵省（現 財務省）入省
2011年7月 大臣官房会計課長
2012年7月 九州財務局長
2013年6月 預金保険機構検査部長
2014年6月 国土交通省大臣官房審議官（北海道局）
2016年1月 近畿財務局金融安定監理官
2016年6月 株式会社海外需要開拓支援機構専務執行役員
2018年7月 東北財務局長
2019年8月 財務省財務総合政策研究所特別研究官
2020年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問
2021年6月 中部国際空港株式会社常勤監査役

監査役在任年数

一年

取締役会出席状況

一％

（一回）

監査役会出席状況

一％

（一回）

所有する当行株式数

0株

社外監査役候補者とした理由

池田潤氏は、財務省、金融庁、預金保険機構等において、一貫して金融行政や財政、組織運営の要職を歴任し、極めて高い見識を有しております。加えて、民間企業において財務・投資管理および常勤監査役としての実務を経験されており、企業の実態を踏まえた具体的かつ効果的な監査の進め方についても深い知見を有しております。同氏の金融分野における卓越した専門性と、実務に裏打ちされた経営監督能力を当社の監査体制に活かしていただくことが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。



候補者番号

3

おお

ほら

きよ

こ

大洞 聖子

生年月日

1967年9月6日生

新任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年 4 月 日本債券信用銀行（現 あおぞら銀行） 入行
1998年 1 月 スタンダード＆プアーズ（現 S&Pグローバル・レーティング・ジャパン） 入社
2001年 1 月 執筆、翻訳業（在英）
2006年 1 月 スタンダード＆プアーズ（現 S&Pグローバル・レーティング・ジャパン） 入社
2011年 1 月 同社金融機関格付部長
2017年 6 月 同社執行役員 兼 金融法人および公的部門格付部長
2026年 1 月 調査、執筆業（個人事業主、現任）
2026年 1 月 金融アナリスト（現任）

監査役在任年数

一年

取締役会出席状況

一％
（一回）

監査役会出席状況

一％
（一回）

所有する当行株式数

0株

社外監査役候補者とした理由

大洞聖子氏はS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社において、執行役員として経営陣の意思決定を支援するとともに、コンプライアンス部門と連携した規制当局対応や内部統制の整備・運用を主導してまいりました。また、長年にわたる金融機関の格付分析を通じて、財務リスクおよび非財務リスクの双方を見極める高度な分析能力と、企業経営におけるガバナンスの重要性に関する深い知見を有しております。同氏のこれらの経験と見識を当社の監査体制の強化に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。

(注) 1. 山田眞之助氏、池田潤氏及び大洞聖子氏は社外監査役候補者です。

2. 監査役との責任限定契約について

当行は監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

社外監査役候補者である山田眞之助氏は、現在当行の社外監査役です。

当行は既に同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏が監査役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。また、社外監査役候補者である池田潤氏及び大洞聖子氏の選任が承認された場合、当行は両氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定です。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

- ① 監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 監査役との補償契約について

当行は監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当行が補償することを内容とする補償契約を締結することにしております。当行は社外監査役候補者である山田眞之助氏との間で既に補償契約を締結しており、同氏が監査役に再任された場合、当該補償契約を継続する予定です。また、社外監査役候補者である池田潤氏及び大洞聖子氏の選任が承認された場合、当行は両氏との間で上記同様の補償契約を締結する予定です。

4. 監査役との役員等賠償責任保険契約について

当行は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

5. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

現在当行の社外監査役である社外監査役候補者が社外監査役に就任してから本定時株主総会終結の時までの就任年数は、次のとおりです。

氏名	就任年月日	就任年数
山 田 眞之助	2021年12月27日	4年6ヶ月

6. 山田眞之助氏の再任、池田潤氏及び大洞聖子氏の選任をご承認いただいた場合、当行は3氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定です。

独立役員の独立性判断基準

原則として以下のいずれにも該当しない場合は十分な独立性を有すると判断し、全て独立役員として選定しています。

- A** 当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者^{※1}又は当行の主要な取引先若しくはその業務執行者
- B** 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家又は団体に所属する者
- C** 当行の主要株主又はその業務執行者
- D** 最近^{※2}においてAからCのいずれかに該当していた者
- E** 就任の前10年以内のいずれかの時において次の①又は②に該当していた者
 - ① 楽天グループ(株)の業務執行者又は業務執行者でない取締役、監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ② 楽天グループ(株)を親会社とする会社の業務執行者
- F** 以下に掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 - ① AからEに掲げる者
 - ② 当行子会社の業務執行者、業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ③ 最近において上記②又は当行の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※1：会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人も含みます。

※2：社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点でAからCまでのいずれかに該当していた等、実質的に現在と同視できるような場合をいいます。

■ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

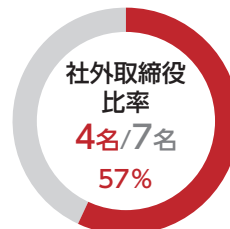
当行は、企業価値の向上・最大化と銀行としての社会的使命を果たすことがコーポレート・ガバナンスの基本であるとの認識のもとで、経営方針決定プロセスの透明性・健全性の確保、相互牽制態勢の強化、コンプライアンス体制の整備、情報開示の推進等を通じて、コーポレート・ガバナンスを強化し、効率的かつ公正な意思決定・業務運営システムを確立することを基本とした経営管理組織の整備を図っています。

■ コーポレート・ガバナンス体制

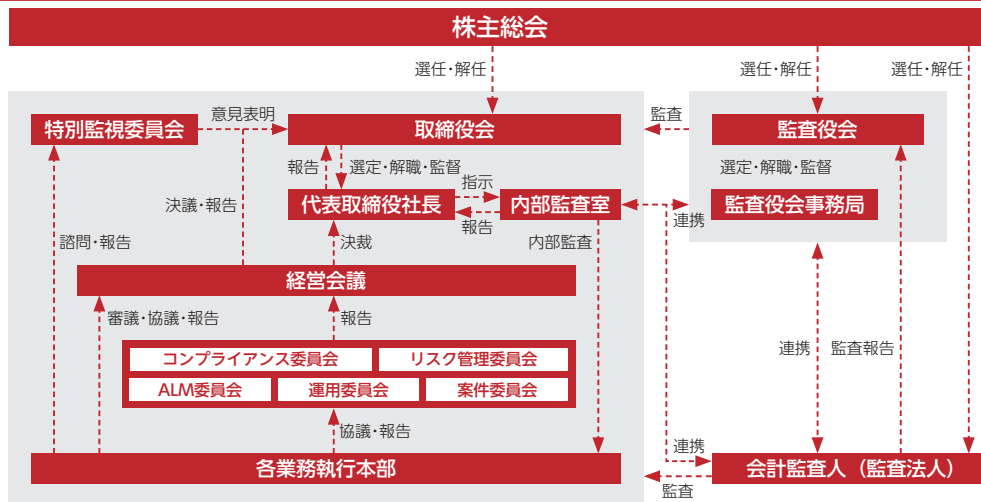
当行は、経営方針決定プロセスの透明性・健全性を確保し、適正・効率かつ公正な意思決定・業務運営プロセスを確立するため、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役会を監査することが業務執行の適正性確保に有効であると判断し、監査役会設置会社の形態を採用しています。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会は、社外取締役4名を含む7名で構成されることとなります。社外取締役には経済界で豊富な経験を有する経営者・実務家が就任し、客観的な立場から経営陣の業務執行を評価・監督する体制としています。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役会は、独任制のもとに監査を行う社外監査役4名で構成されることとなります。金融界での豊富な経験と知識を有する専門家として、経営陣を監視・監督する機能を高めています。



■ 体制図



取締役及び監査役のスキルマトリックス

(第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合)

役職名	氏 名	I T	金 融	経 営	法 務	財務・会計
取 締 役	とう りん とも たか 東 林 知 隆	●	●	●		
取 締 役	み き たに ひろ し 三木谷 浩 史	●	●	●		
取 締 役	みず ぐち なお き 水 口 直 毅		●	●		●
社外取締役	なが と まさ つぐ 長 門 正 貢		●	●		
社外取締役	かわ むら か よ こ 川 村 佳世子	●				
社外取締役	かわ い さとし 河 井 聡				●	
社外取締役	こ ぎ そ ま り 小 木 曾 麻 里		●	●		
社外監査役	いけ だ じゅん 池 田 潤		●			●
社外監査役	やま だ しん の すけ 山 田 眞之助					●
社外監査役	み むら とおる 三 村 亨		●		●	
社外監査役	おお ほら きよ こ 大 洞 聖 子		●			

(注) 上記は各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

第3号議案 株式交付計画承認の件

当行は、当行を含む楽天グループ株式会社（以下「楽天グループ」といいます。）のフィンテック事業（以下「フィンテック事業」といいます。）の再編（以下「本再編」といいます。）のため、2026年5月20日に開催した取締役会に基づき、当行を株式交付親会社とし、楽天カード株式会社（以下「楽天カード」といいます。）及び楽天証券ホールディングス株式会社（以下「楽天証券HD」といい、楽天カードと併せて「本株式交付子会社」と総称します。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）に係る株式交付計画（以下「本株式交付計画」といいます。）を作成いたしました。

つきましては、本株式交付計画のご承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式交付を行う理由及び本株式交付計画の内容の概要等は、以下のとおりであります。

1 本株式交付を行う理由

(1) 本再編の背景・目的

楽天グループは、「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」を経営の基本理念に掲げ、国内外において、Eコマース、トラベル、デジタルコンテンツ等のインターネットサービス、クレジットカードをはじめとした、銀行、証券、保険、電子マネー、スマホアプリ決済といったフィンテック（金融）サービス、携帯キャリア事業等のモバイルサービス、さらにプロスポーツといった多岐にわたる分野で70以上のサービスを、楽天会員を中心としたメンバーシップを軸に有機的に結び付けながら他にはない独自の「楽天エコシステム（経済圏）」を形成しております。国内外の会員が複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員一人当たりの生涯価値（ライフタイムバリュー）の最大化、顧客獲得コストの最小化等の相乗効果の創出、グループ収益の最大化を目指しております。

フィンテック事業の各サービスは、人々の生活のニーズに応える総合金融サービスとして、会員基盤が継続的に拡大しております。各フィンテック事業においては、キャッシュレス社会における事業全体の更なる成長に向けて、これまで各サービス間の連携強化を進めてまいりました。一方、金融サービスに対する顧客ニーズが益々多様化し、よりシームレスかつ機動的なサービス運営が求められる中、楽天グループは、今後の経営戦略、経営資源の最適配分、グループ・ストラクチャーの最適化を継続的に検討してまいりました。

2026年2月25日付「フィンテック事業再編に向けた協議の再開始に関するお知らせ」でもお知らせしており、楽天グループ及び当行は、フィンテック事業の最適な連携方法を検討する中、本再編を行うことが、楽天グループ及び当行双方の更なる持続的成長及び企業価値向上に資するかどうかという観点に加え、フィンテック事業の各サービスに係る法規制、当行の少数株主利益、フィンテック事業のエコシステム強化に最適なグループ・ストラクチャー等の総合的検討を進めてまいりました。

足元で事業環境は一段と急速に変化しており、具体的には、本邦金利の動向を受けた資金調達環境の変化に加え、デジタルバンクのみならず大手銀行を含めた多数の銀行が積極的な顧客・預金獲得プロモーションを展開し、顧客・預金獲得競争が激化しております。また、大手銀行グループによるリテール領域への大規模な経営資源の投下や、大手通信キャリア中心に金融サービスを含むエコシステムの形成が進み、それぞれ顧客の囲い込みが進んでおります。更には、生成AIをはじめとしたAI革命、先端テクノロジー活用等に伴うデータ連携の重要性の高まり、キャッシュレス決済の普及やNISA制度の拡充などに代表される資産運用立国の促進等、国内外フィンテック業界の潮流が急速に変化し、フィンテック事業を取り巻く競争環境も例外ではありません。

楽天グループは、今後の経営戦略、経営資源の最適配分、グループの最適な組織構成及び資本構成を継続的に検討してまいりました。その結果、かかる事業環境の変化を踏まえ、楽天エコシステムの更なる拡大と企業価値の長期的・持続的拡大の観点から、フィンテック事業のグループ・ストラクチャーを改めて最適化することで、各ビジネス間の連携を強化し、データ連携やAIの活用、フィンテック事業全体の調達コストの最適化等を実現することが重要であり、本再編がフィンテック事業のエコシステムの更なる拡大と競争優位性の向上に繋がることから、本再編の実行が適切と判断いたしました。楽天グループは、フィンテック事業のエコシステム強化が、ひいては楽天エコシステム全体の成長を加速させ、楽天グループの企業価値向上に資すると考えております。

一方、当行においては、ゼロキャッシュ時代の到来を見据えた本邦金融市場のリーディングカンパニーを目指し、更なる顧客基盤の拡充と収益基盤の強化、フィンテック領域の成長取込みに取り組んでおります。当行は、この目指す事業拡大の実現に向けて、楽天エコシステムを回遊する楽天会員を効率的に獲得し、かつ楽天グループ各社と協業し、楽天エコシステムに存在する資金決済ニーズや資金需要等に対して銀行サービスを提供することにより顧客数及び取引機会を増やし、業容拡大の更なる加速に向けて取り組んでおります。

そのような中、国内金利が上昇したことに伴う資金調達コストの増加等の環境変化や金融サービスに対する顧客ニーズの多様化が進む状況を踏まえ、銀行・カード・証券を連携強化することで、グループ内での迅速かつ機動的な意思決定や、より深度のある連携を実現可能とし、フィンテック戦略を一層加速できる体制を構築できると判断いたしました。これにより、強固な預金調達力を有する当行の強みを最大限に活かし、多様化する顧客ニーズに応える総合フィンテック企業としての成長を、当行単独で事業運営を続ける場合と比べて一層加速できると判断し、本再編の実行を決定いたしました。

なお、2026年2月25日付「フィンテック事業再編に向けた協議の再開始に関するお知らせ」でもお知らせしたとおり、楽天インシュアランスホールディングス株式会社（以下「楽天インシュアランスHD」といいます。）及び楽天ウォレット株式会社（以下「楽天ウォレット」といいます。）は本再編の対象外とし、本再編後において、楽天グループが楽天インシュアランスHD及び楽天ウォレット株式の100%を保有することを予定しております。また、楽天ペイメント株式会社（以下「楽天ペイメント」といいます。）及び楽天ペイメント傘下の楽天Edy株式会社（以下「楽天Edy」といいます。）は、フィンテック事業のみならずインターネットサービス及びモバイル事業を含む全てのサービスとの深い連携等に基づく楽天エコシステムにおける中核的なゲートウェイとしての役割を果たしており、今後はその役割をさらに強化させていくことを企図して、本株式交付の効力発生日に先立って、楽天カードが保有する楽天ペイメント株式の全て（発行済株式総数の95.28%）を楽天グループに譲渡することを予定しております。

本再編を通じて、銀行を頂点とする、カード、証券事業が1つのグループとなることで、迅速かつ機動的な意思決定とデータ連携やAI活用を含む連携の深化が可能となり、事業横断的な総合フィンテック企業として日常的な決済のサービスから生涯の資産形成までユーザーの生活に係る金融サービスをワンストップで提供し、更なる利便性の実現を目指します。銀行、カード、証券事業が一体となったフィンテック事業のエコシステムは、多岐にわたるサービスを提供する独自の楽天エコシステムと連携を継続することで唯一無二の総合フィンテック企業としてのポジショニングを確立いたします。従来の当行のTotal Addressable Market (TAM)は顧客の「貯める」、「借りる」に係る約1,036兆円の個人預金市場、約360兆円の非金融法人預金市場、個人及び法人の約1,674兆円の貸出金(注1)が中心であったところ、楽天カード、楽天証券が提供する顧客の「使う」、「増やす」に係る約543兆円の電子商取引 (EC) 市場(注2)、約541兆円の個人株式・債券等残高(注1)を

中心として、更に広大なTAMへのアクセスが可能となります。また、競争が激化するフィンテック業界において、事業規模としてもグローバル・フィンテック企業に匹敵するスケールとなり、事業規模拡大に伴うオペレーティング・レバレッジを活かしつつ、金利・非金利のバランスの取れた安定的かつ多様な収益基盤を基に、経常収益・経常利益ともに安定的かつ継続的な成長を目指します。

具体的には次のような取り組みを進めることで本再編によるシナジー効果を実現し、総合フィンテック企業として成長を加速させていきます。

① 資金調達の柔軟化と資金調達コストの最適化

本株式交付子会社が当行を頂点とした1つのグループに集約されることで、楽天カード及び楽天証券株式会社（以下「楽天証券」といいます。）が有する外部有利子負債を当行からのグループ内借入に順次切り替え、フィンテック事業における柔軟な資金調達体制を実現することが可能となります。これまで楽天カード及び楽天証券は事業の拡大を続けながら成長に必要な資金調達を各々実施してまいりましたが、更なる成長には資金調達金額の拡大や高度化も必要と考えております。当行と楽天カードにおいては、楽天カードのクレジットカード債権の流動化により、楽天カードの資金調達と当行の運用資産の拡大を実現しております。一方、流動化のスキームには一定の制約や組成コスト等が存在するのに対して、当行からのグループ内借入は、柔軟性及び機動性が極めて高く、楽天カードの成長戦略の遂行に寄与すると考えております。国内金融市場において金利の先行きが不透明な中、当行からのグループ内借入に切り替えることで楽天カード及び楽天証券の資金調達コストを最適化し、フィンテック事業における金融費用の外部流出を抑制することが可能になります。加えて、当行からのグループ内借入等を通じた柔軟性の高い資金調達体制を構築することにより、当行及び楽天カード双方の流動性準備の柔軟性も高まり、当行における運用資産及び金利収益の拡大が可能になります。また、楽天証券のより効率的な資金運用について当行と連携することにより、当行における預金の積み上げを目指します。資金調達に係るグループ連携によるシナジー効果は、切り替え次第順次発現してまいりますが、再編後の当行において、中期的に年間約530億円以上の経常利益ベースでのシナジー効果を見込んでおります。

② マーケティングの連携強化及びファイナンス商品の強化等による個人顧客基盤の拡大

当行、楽天カード、楽天証券の強い顧客基盤を活かしながら、深度あるマーケティング連携を通じて当行の顧客基盤の強化とより一層の相互送客及びクロスユースを促進し、1つのフィンテック事業として総合金融サービスを提供していきます。事業間での統合的なマーケティングの実施により、顧客獲得コストの更なる効率化が見込まれます。また、ファイナンス商品（カードローン、キャッシング等）の提供について、当行と楽天カードの間での連携強化も予定しております。

2026年3月末時点において、当行の口座数は1,807万口座、楽天カードのカード発行枚数は3,387万枚、楽天証券の総合口座数は1,387万口座であり、各々の事業において国内トップクラスの強固な顧客基盤を有しております。1口座当たりの当行預金残高はサービスのクロスユースに応じて増加する傾向が見られ、今後の預金獲得に向け、各サービス間の連携が重要な要素の1つとなります。2026年3月末時点において、当行の口座数のうち、楽天カードのユーザーが占める比率は約55%、楽天証券のユーザー（マネーブリッジ連携口座数）が占める比率は約36%、楽天カードと楽天証券の両サービスを利用しているユーザーが占める比率は約25%となります（楽天IDを連携済みの楽天カード、楽天証券ユーザー対象）。また、2026年3月末時点において、楽天カードのカード発行枚数のうち、当行の口座を口座振替に設定している比率は約20%であり、当行、楽天カード、楽天証券間の連携に関して更なる拡大余地があると考えております。顧客マーケ

ティングを統合的に展開することで、楽天カード、楽天証券の顧客に対して当行口座の開設やメイン口座・生活口座としての利用を促進します。加えて、当行の口座を有する顧客に対して、楽天カードに係る当行の口座引き落とし設定をはじめとした日常的な決済に関連した連携を一層浸透させていきます。当行の日常的な決済利用を促進することにより、顧客の当行口座が収益性の高いメイン口座に転換されることが見込まれます。また、決済用資金に加えて、楽天証券とのマネーブリッジ設定の促進により投資待機資金の獲得に繋げることで1口座当たりの預金残高の拡大が期待され、当行の預金残高及び収益の最大化を目指します。当行の成長加速に加えて、統合的なマーケティングの展開によるクロスユースの一層の拡大・深化を通じて、楽天カード、楽天証券の顧客基盤の更なる拡大、1人当たり収益の最大化を目指します。また、フィンテック各サービスのアプリ統合の実現に向けて既に取り組みを開始しております。本アプリ統合が各フィンテック事業のゲートウェイとしての役割を担いながら1つのアプリとしてシームレスな連携を加速させ、新規ユーザーの獲得とともに既存ユーザーのクロスユースの推進により、収益の拡大を目指します。

さらに、当行及び楽天カードが有するファイナンス商品（カードローン、キャッシング等）の提供において戦略的連携強化も進めてまいります。当行は、主要運用資産の1つとして個人顧客向けに無担保のスーパーローン（カードローン、2026年3月末時点の残高は3,276億円）を提供しており、楽天カードはクレジットカードの付帯サービスとしてキャッシングサービス（2026年3月末時点の残高は1,689億円）を提供しております。2009年4月、当行は、楽天クレジット株式会社（現楽天カード）から一部事業を承継し、コンシューマーファイナンス事業を開始しました。以降、当行が個人顧客に提供するカードローンに対して楽天カードから保証を提供する等の連携を進めてまいりましたが、2020年4月以降の新規契約においては、当行の独自の審査による保証なしカードローンの拡大も進めております。一方、楽天カードは、クレジットカードに付帯するキャッシング事業を展開しており、国内最大規模のショッピング取扱高を背景に高い与信・審査能力とマーケティングノウハウを有しております。本再編以降は、楽天カードが当行の傘下に入ることから、コンシューマーファイナンスの更なる拡大に向けて、当行及び楽天カードが協働で取り組むことにより、的確な顧客ターゲティングを実現し、クレジットコストを抑制しながらコンシューマーファイナンスの申込数、承認率、実行率の全てを増加させることが可能と考えております。

これらのマーケティング連携の深化により、加速度的にシナジー効果を享受可能であり、再編後の当行において、中期的に年間約320億円以上の経常利益ベースでのシナジー効果を見込んでおります。

③ 法人顧客基盤の拡大

法人ビジネスにおいては、当行の法人顧客向けソリューションと、楽天カードが有する幅広い加盟店網と強固なマーケティング支援機能、決済代行とアクワイアリングを一本化したサービスを組み合わせることで、包括的なソリューションが提供可能になります。銀行取引に加え、楽天グループの強いブランド力を活かしながら中小企業に対してソリューションを展開し、法人ビジネスにおける手数料収益と預金獲得の拡大を目指します。

④ 更なるデータ連携とAI活用

AI時代におけるデータの活用は、フィンテック事業の競争優位性を強化するために極めて重要と考えており、資産データと決済データを掛け合わせることでよりカスタマイズサービスの提供を目指します。フィンテック事業のAI-nization(注3)を加速させ、各サービスが一体となって革新的なサービスを創出し、顧客利便性の更なる向上を目指します。楽天グループのAI分野における強みと知見も活用しながら、AIエージェントも導入しながらデータの戦略的活用によりきめ細かいマーケティング展開を通じて各顧客のニーズに合っ

た最適な金融サービスを提供するとともに、ターゲットの精緻化に伴う広告収益の拡大も企図しております。また良質な1次情報とAIの活用による独自のスコアリングを基に最適な与信関連サービスの拡大による収益機会を最大化します。更に不正検知、AML等のリスク管理業務においても積極的にAIを導入し、事業基盤の強化とコスト効率化の実現を目指します。また、フィンテック事業全体におけるeKYC等を通じた顧客データの一元化に向けた検討を開始しており、よりシームレスな顧客体験の提供を目指します。なお、顧客データのフィンテック事業各社間の共有は、顧客の同意取得を含めて関連する法令及び規則に従って実施いたします。

さらに、フィンテック事業各社の顧客情報の変更の連携をはじめとした効率的な運営とAIの積極的な活用を推進し、徹底的なコスト削減を進めるとともに、事業規模の拡大により一層のオペレーティング・レバレッジ(注4)を効かせ、更なる利益率の向上を目指します。また、長期的には上記施策に加えて、連携の深化を一段と押し進めることで、デジタル資産とブロックチェーン技術といったフィンテックに係る技術革新の潮流を捉え、最先端テクノロジーを活用した新たなサービスの迅速な展開を可能とする強靱な事業体制を構築してまいります。上記全てのシナジーを合計すると、再編後の当行の2028年3月期において年間約330億円、中期的には年間約850億円以上の経常利益ベースでのシナジー効果を見込んでおります。

上場会社として必要不可欠なガバナンス体制を構築し、適切な管理の下、本株式交付子会社を当行傘下に集約することで、フィンテックについての知見を有した人材の最適配置や、フィンテック事業の頂点となる当行による監督・助言機能の向上等を通じて、各フィンテック事業間の経営資源・資本の有効活用も可能となり、フィンテック事業全体の経営効率の向上を目指します。上場企業である当行傘下への集約を通じてフィンテック事業が独自に資本市場へのアクセスを確保することは、将来的な財務戦略の柔軟性を高めることとなります。

各事業が継続して成長しながら、更なる連携の深化を図ることが、当行の更なる持続的成長及び企業価値向上につながり、楽天グループの企業価値向上にも資すると考えております。

また、本再編の検討を契機として、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほFG」といいます。）、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といい、みずほFGとみずほ銀行を総称して「みずほグループ」といいます。）及び当行は、みずほ銀行及び当行の間の協業の可能性について協議を重ねてまいりました。その結果、金利ある世界への回帰に伴い預金獲得競争が一段と激化する環境下において、国内資金のより有効な活用に向けて、預金と運用の最適なバランスを実現し、国内の資金循環を一層促進することが銀行業界の重要な責務であるとの認識を、両社の間で共有するに至りました。

かかる認識のもと、楽天エコシステムと連携した便利でお得なサービスにより、個人のお客さまから支持を集める当行と、国内上場企業の約8割と取引を有する強固な法人顧客基盤を背景に、多様な運用資産のオリジネーションに強みを持つみずほ銀行が、それぞれの強みを結集することで、新たな信用創造モデルを構築し、当該責務を一層強力に果たすことが可能となると判断したため、当行は、本再編に伴い、みずほ銀行との間で資本業務提携を行うこととし、資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結いたしました。株式交付子会社となる楽天カードの株式を保有するみずほ銀行は、本再編により、当行の主要株主となる予定であり、業務提携として想定している内容は以下のとおりです。

① みずほ銀行がオリジネートする債権等の当行による安定的な取得

みずほ銀行がオリジネートする法人向け貸出の、当行による安定的な取得を可能とする枠組みを両社で構築することを検討してまいります。取得対象資産について、コーポレート貸出だけでなく、プロジェクトファイナンスやファンド投資等、多様な資産とすることも検討してまいります。

当行による資産購入にあたって必要となる審査やリスク管理の体制整備に対するみずほ銀行によるサポートも検討してまいります。

② 小規模な法人・個人事業主のお客さまの決済・運転資金ニーズ対応に関する協業

みずほ銀行は、楽天経済圏の加盟店を含む小規模な法人・個人事業主のお客さまの決済や運転資金ニーズに対応した上で、それらの債権を流動化すること、当行は、みずほ銀行が流動化した債権を取得することを検討してまいります。

これらのお客さまの銀行取引については、お客さまが、自身のニーズにあったサービスを利用できるよう、当行とみずほ銀行が、それぞれの強みに応じて対応することを検討してまいります。

③ 業務効率化に係る協業

みずほ銀行と当行で、協業による効率化の実現を検討してまいります。まずは、住宅ローン事業における、より効率的な運営体制の実現に向け、検討してまいります。

④ 危機発生時における当行の現金払出し業務に関する協業

当行は、実店舗を持たないデジタルバンクであるため、預金者が預金の払戻をする場合、他行口座に対する送金、若しくは提携先金融機関のＡＴＭからの現金引出が預金の払戻手段となっており、実店舗を持つ銀行のように店頭での払戻は行っておりません。そのため、万が一、災害等の危機発生により、当行のメインセンターが機能しなくなった場合において、バックアップシステムへの切替までの期間等、預金者に対する払戻に対応できない事態が想定されます。

本提携に伴い、上記のような事態が発生した場合でも、預金者に対する払戻を継続できるよう、危機発生時における窓口での臨時現金払出しの業務をみずほ銀行に委託することを検討してまいります。

(注1) 2025年12月末時点。日本銀行「2025年第4四半期の資金循環（速報）」より、家計の金融資産のうち、預金は流動性預金・定期性預金・外貨預金の合計、株式・債券等は債務証券・株式等・投資信託受益証券の合計；非金融法人企業の金融資産のうち、預金は流動性預金・定期性預金・譲渡性預金・外貨預金の合計；貸出金は預金取扱機関とその他の金融機関の貸出項目の合計

(注2) 2024年時点。経済産業省「令和6年度電子商取引に関する市場調査報告書」

(注3) AI-nization：AI化を意味する造語。

(注4) オペレーティング・レバレッジ：固定費がレバレッジとして機能することで、経常収益の変動に伴って利益率が変動すること。

(注5) 上記に記載の将来情報は、本書作成日時点で入手可能な情報に基づく本書作成日時点における判断に基づくものであり、市場環境・事業環境の変化等の様々なリスクや不確定要素によって、実際の結果と大きく異なる可能性があります。

(2) 本再編の要旨

① 本株式交付の方式

本再編は、当行を株式交付親会社、楽天カード、楽天証券HDそれぞれを株式交付子会社とする株式交付であり、本株式交付に際して楽天グループが保有する楽天カード、楽天証券HDの全ての普通株式を譲渡することを本再編に係る統合契約書（以下「本統合契約書」といいます。）において合意しております。本株式交付の実施に当たっては、当行の定款の一部変更が株主総会において株主による承認を得ていること、国内外の政府機関からの必要な許認可等が取得され又は履践されていること、本再編の対象外となる事業の移管が完了していること、具体的には楽天カードによる楽天グループへの楽天ペイメント株式の譲渡（発行済株式総数の95.28%）、楽天カード傘下の楽天カードパートナーズ株式会社（以下「楽天カードパートナーズ」といいます。）が保有する不動産事業の楽天グループ又はその子会社への移管、楽天カードによる楽天グループ又はその子会社への梶山倉庫株式会社株式の譲渡、楽天証券HDによる楽天グループへの楽天ウォレット株式の現物配当、当行が保有する楽天国際商業銀行股份有限公司（以下「楽天国際商業銀行」といいます。）の持分の一部（発行済株式総数の1%）の楽天生命保険株式会社（以下「楽天生命」といいます。）への譲渡が完了していること、及びその他の本統合契約書に定める前提条件が充足し又は放棄されることを条件として、本株式交付の効力発生日において、当行による楽天カード及び楽天証券HDを株式交付子会社とする株式交付を実施いたします。

また、楽天証券HDは、本再編後の楽天証券HD及び当行連結の財務基盤拡充を企図して、本株式交付の効力発生日に先立って、約30億円の楽天グループへの第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことを2026年5月20日開催の取締役会で決議しております。

2026年3月末時点で楽天カードの普通株式14.9998%を保有するみずほ銀行は、本株式交付に際してみずほ銀行が保有する楽天カードの全ての普通株式を譲渡することに合意しております。なお、株式交付子会社は、楽天カード及び楽天証券HDであり、楽天証券HDが2026年3月末時点で51.00%を保有する楽天証券は本株式交付の直接の当事者とならず、楽天証券の普通株式の49.00%を保有するみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）は、本再編後においても楽天証券の普通株式を継続して保有する予定です。

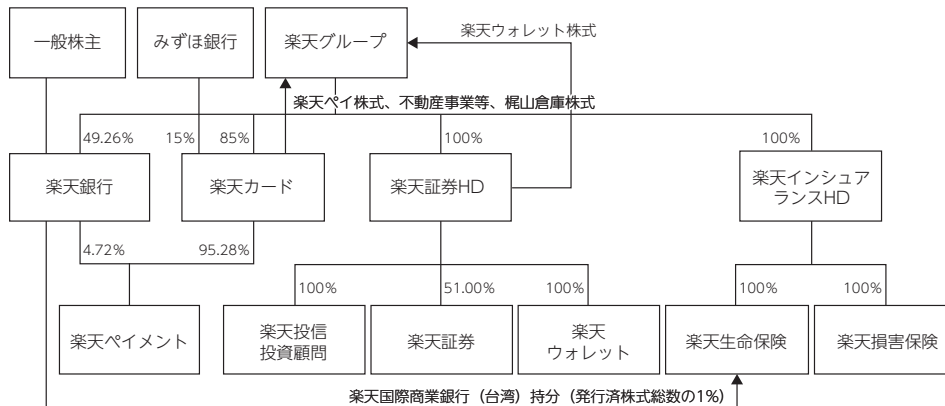
② 本再編後の当行株式の上場に関する事項

本日現在、当行の株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本再編後も、当行の株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されることを想定しております。

本株式交付及び本普通株式転換（下記3（2）①（i）「本株式交付に係る割当ての内容」に定義します。）後、楽天グループは、当行の普通株式111,822,080株、普通株式の発行済株式数223,918,209株（自己株式控除後）に対して49.94%の持分を保有するとともに当行のA種種類株式181,470,943株を保有する予定です。楽天グループ及びみずほ銀行がA種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を全て行使したと仮定した場合、楽天グループは当行の普通株式293,293,023株、発行済株式数405,389,152株（自己株式控除後）に対して72.35%の持分を保有することになります。その場合、東京証券取引所プライム市場の上場維持基準のうち、流通株式比率の基準を充たさなくなる可能性があります。当行は、上場を維持するために必要となる措置について楽天グループと協議してまいります。なお、当行は、楽天グループとの間で、本普通株式転換後に楽天グループが保有するA種種類株式181,470,943株に係る普通株式を対価とする取得請求権については、当行の事前の書面による承諾なく行使しないこと（但し、当該取得請求権の行使により当行の普通株式の交付を受けた直後の楽天グループの当行に対する議決権比率が50%以下に留まる場合には、その範囲に限り当該取得請求権を行使することができること）を合意しております。

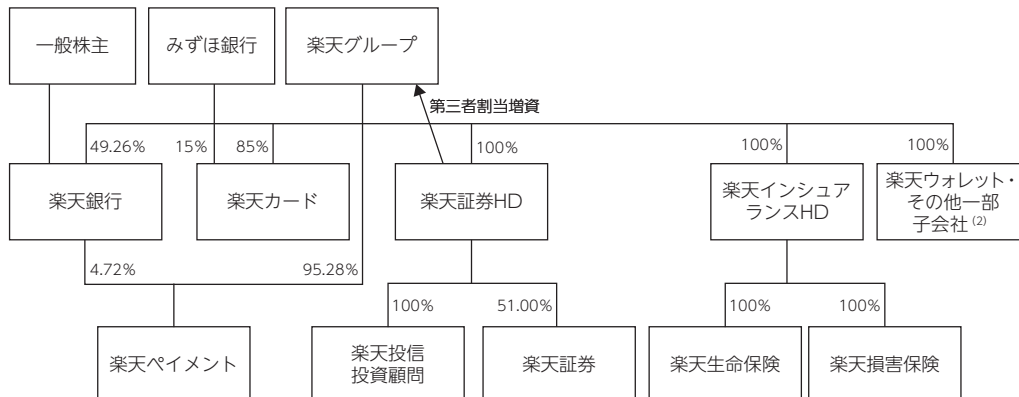
③ 本再編のストラクチャー（概略図）

ステップ^o1 (1)



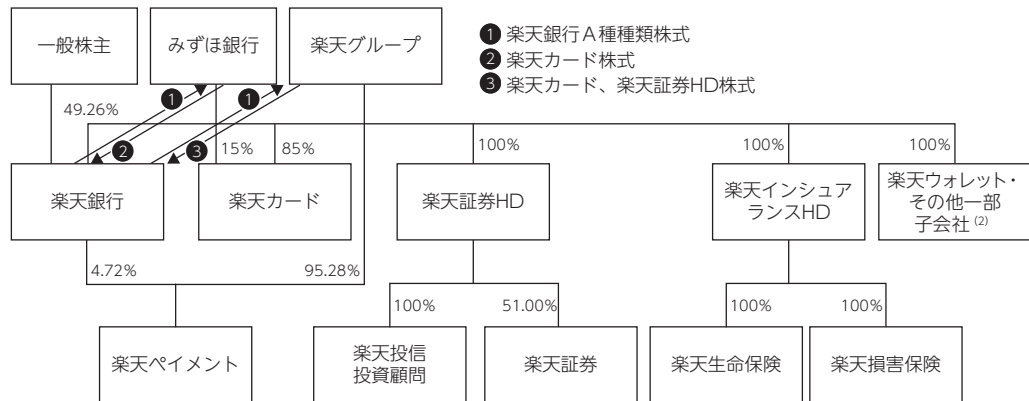
- 楽天カードによる楽天グループへの楽天ペイメント株式の譲渡
- 楽天カード傘下の楽天カードパートナーズによる楽天グループ又はその子会社への不動産事業等の譲渡
- 楽天カードによる楽天グループ又はその子会社への梶山倉庫株式の譲渡
- 楽天証券HDによる楽天グループへの楽天ウォレット株式の現物配当
- 楽天銀行による楽天生命保険への楽天国際商業銀行（台湾）持分（発行済株式総数の1％）の譲渡

ステップ2



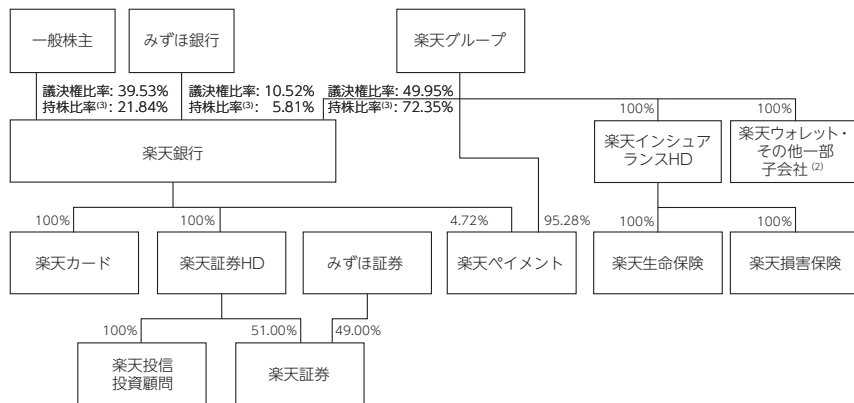
- 楽天証券HDによる楽天グループに対する第三者割当増資

ステップ3



- 楽天銀行による楽天カード、楽天証券HDに対する株式交付による100%子会社化

ステップ4



- 本株式交付が完了し、楽天グループ、みずほ銀行は楽天銀行A種種類株式の各25,859,500株、23,559,673株の普通株式を対価とする取得請求権を行使
- 楽天銀行の普通株式発行済株式総数は223,918,209株（自己株式控除後）、A種種類株式発行済株式総数は181,470,943株
- 楽天グループが保有する楽天銀行普通株式は111,822,080株（議決権比率：49.95%）、A種種類株式は181,470,943株

(注1) 各図に含まれない子会社については記載を省略しています。

(注2) その他一部子会社には楽天カード傘下の楽天カードパートナーズが保有する不動産事業等を含み、一部楽天グループの100%子会社を通じて間接的に保有する子会社を含みます。

(注3) 普通株式とA種種類株式を合計した発行済株式総数に対する持株比率

2 株式交付計画の内容の概要

当行が2026年5月20日付で作成した本株式交付計画の内容は、以下のとおりであります。

株式交付計画書

楽天銀行株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、楽天カード株式会社（以下「乙」という。）及び楽天証券ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）をそれぞれ株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うに当たり、次のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙及び丙の商号及び住所は、次のとおりである。

（乙）

商号：楽天カード株式会社

住所：東京都港区南青山二丁目6番21号

（丙）

商号：楽天証券ホールディングス株式会社

住所：東京都港区南青山二丁目6番21号

第2条（株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の株式の数の下限は、84,128株とし、甲が本株式交付に際して譲り受ける丙の株式の数の下限は、399,044,000株とする。

第3条（本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及び金銭並びにそれらの割当て）

1. 甲は、本株式交付に際して、①乙の株式の譲渡人に対して、当該株式の対価として、その譲渡する乙の株式の合計数に1,867を乗じて得た数の甲の別紙の内容のA種種類株式（以下「本無議決権株式」という。）を交付し、②丙の株式の譲渡人に対して、当該株式の対価として、その譲渡する丙の株式の合計数に0.185を乗じて得た数の本無議決権株式を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、①乙の株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の株式1株につき、本無議決権株式1,867株を割り当て、②丙の株式の譲渡人に対して、その譲渡する丙の株式1株につき、本無議決権株式0.185株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い、（i）甲が乙の株式の譲渡人に対して交付する本無議決権株式の数、又は（ii）甲が丙の株式の譲渡人に対して交付する本無議決権株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条の2に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日）

1. 乙の株式の譲渡しの申込みの期日及び丙の株式の譲渡しの申込みの期日は、2026年9月30日とする。
2. 甲は、次条第1項で定める効力発生日について、同条第2項に従いこれを変更する場合には、当該変更と同時に前項の申込みの期日を変更することができる。

第6条（本株式交付がその効力を生ずる日）

1. 本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。
2. 前項にかかわらず、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。但し、効力発生日を変更する場合は、2026年10月1日から3か月以内の日とする。

第7条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画作成日から効力発生日までの間において、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が生じたこと等により本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第8条（本株式交付の効力）

1. 本株式交付は、効力発生日において、以下の条件がすべて充足されることを停止条件として効力を生じるものとする。
 - (1) 効力発生日の前日までに、本計画について、甲の株主総会の承認が得られること
 - (2) 効力発生日の前日までに、甲の発行可能株式総数を15億株（普通株式の発行可能種類株式総数を12億株、本無議決権株式の発行可能種類株式総数を3億株）に変更すること及び本無議決権株式の発行を可能とすることを内容とする定款変更について、甲の株主総会の承認が得られること
 - (3) 効力発生日までに、乙の株主から甲への本計画による乙の株式の譲渡について、乙の取締役会の承認が得られること
 - (4) 効力発生日までに、丙の株主から甲への本計画による丙の株式の譲渡について、丙の取締役会の承認が得られること
 - (5) 本株式交付に必要な法令等に定める関係当局等の承認等が得られていること
 - (6) 本株式交付に係る有価証券届出書の効力が発生しており、その効力が停止していないこと
 - (7) 甲による楽天国際商業銀行股份有限公司の持分（10,000,000株）の譲渡が完了していること
 - (8) 乙による、①乙が保有する梶山倉庫株式会社の株式の全ての譲渡、②乙が保有する楽天ペイメント株式会社の株式の全ての譲渡、及び③乙又はその子会社グループにおける不動産事業の移管が完了していること
 - (9) 丙による楽天グループ株式会社に対する第三者割当増資（払込金額の総額2,999,898,000円）の効力が生じていること
 - (10) 丙による、丙が保有する楽天ウォレット株式会社の株式の全てを配当財産とする剰余金の配当の効力が生じていること
 - (11) 丙及び楽天ウォレット株式会社との間の極度貸付けに基づく楽天ウォレット株式会社の債務全額の返済が完了していること

- (12) 楽天証券株式会社による、株式会社PTPの株式及び株式会社モバイルブック・ジェーピーの株式の全部又は一部の譲渡が完了していること
2. 本株式交付のうち、乙を株式交付子会社とする株式交付と丙を株式交付子会社とする株式交付は同時に効力が生じるものであり、いずれかの株式交付が効力を生じない場合には、他の株式交付もその効力を生じないものとする。

第9条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式交付に関する事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

2026年5月20日

東京都港区港南二丁目16番5号
楽天銀行株式会社
代表取締役社長 東林 知隆

別紙 A種種類株式（本無議決権株式）の内容

甲（本別紙において「当会社」という。）の発行するA種種類株式の内容は、本別紙に定めるとおりとし、本別紙に定めがない点については、普通株式の内容と同一とする。

1. 議決権

A種種類株式を有する株主（以下、本別紙において、「**A種種類株主**」という。）は、株主総会において議決権を有しない。

2. 普通株式を対価とする取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の取得後いつでも、法令の定める範囲内において、当会社に対し、その普通株式を引き換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。かかる請求があった場合、当会社は、取得するA種種類株式1株につき、普通株式1株をA種種類株主に交付する。

3. 株式の譲渡制限

当会社のA種種類株式の譲渡による取得については、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

4. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て等

- (1) 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに、それぞれ同時に同一の割合で行う。
- (2) 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合かつ同一の条件で与える。
- (3) 当会社は、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式の無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式の無償割当て又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合かつ同一の条件で行う。

5. 種類株主総会

- (1) 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議は要しない。但し、会社法第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。
- (2) 法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項及び、第239条第4項、第795条第4項及び第816条の3第3項に定める事項その他会社法において種類株主総会の決議事項として規定された一切の事項については、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

3 会社法施行規則第213条の2（第6号及び第7号を除く。）に定める内容の概要

(1) 株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限についての定めが、会社法第774条の3第2項に定める要件を満たすと当行が判断した理由（会社法施行規則第213条の2第1号）

当行は、楽天カードの2026年5月22日付の登記情報から、楽天カードの普通株式の同日現在における発行済株式総数が84,128株であること、楽天カードが同日現在において単元株制度を採用しておらず、種類株式及び新株予約権を発行していないことを確認し、同登記情報が同日現在の楽天カードの発行済の株式及び新株予約権の状況を正確に反映していること、並びに、同日から本株式交付の効力発生日までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他楽天カードの株式に転換可能な権利の発行若しくは付与、株式の分割、併合若しくは無償割当て、自己株式の取得その他楽天カードの総株主の議決権の数が変動しうる行為又はこれらに関する決定を行う予定がないことを楽天カードに確認いたしました。

本株式交付計画においては、当行が本株式交付に際して譲り受ける楽天カードの普通株式の数の下限を84,128株と定めており、仮に当行が本株式交付に際して下限である84,128株の楽天カードの普通株式を譲り受けた場合、本株式交付が効力を生じる日において、当行が保有する楽天カードの議決権の数は、楽天カードの総株主の議決権の数の100%を占めることになると見込まれます。

また、当行は、楽天証券HDの2026年5月13日付の登記情報から、楽天証券HDの普通株式の同日現在における発行済株式総数が396,646,000株であること、楽天証券HDが同日現在において単元株制度を採用していること、種類株式及び新株予約権を発行していないことを確認し、同登記情報が同日現在の楽天証券HDの発行済の株式及び新株予約権の状況を正確に反映していること、並びに、本第三者割当増資を除き、同日から本株式交付の効力発生日までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他楽天証券HDの株式に転換可能な権利の発行若しくは付与、株式の分割、併合若しくは無償割当て、自己株式の取得その他楽天証券HDの総株主の議決権の数が変動しうる行為又はこれらに関する決定を行う予定がないことを楽天証券HDに確認いたしました。

本株式交付計画においては、当行が本株式交付に際して譲り受ける楽天証券HDの普通株式の数の下限を399,044,000株と定めており、仮に当行が本株式交付に際して下限である399,044,000株の楽天証券HDの普通株式を譲り受けた場合、本株式交付が効力を生じる日において、当行が保有する楽天証券HDの議決権の数は、楽天証券HDの総株主の議決権の数の100%を占めることになると見込まれます。

以上より、当行が譲り受ける本株式交付子会社の株式の数の下限についての本株式交付計画の定めは、会社法第774条の3第2項の要件を満たすと判断いたしました。

(2) 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第2号）

① 株式交付に際して交付する株式交付親会社の株式の種類及び数並びにその割当ての相当性

(i) 本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）

当行は、第4号議案「定款一部変更の件」に記載の定款変更を行い、本株式交付によりA種種類株式を新たに発行いたします。当行は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、プライム市場における上場会社は、上場維持基準の1つとして流通株式比率35%以上を満たさなければなりません。本株式交付においてA種種類株式を発行することで、本再編後において流通株式比率を維持し、当行の資本政策の柔軟性を確保可能と考えております。A種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されておま

す。A種種類株式は1株当たり普通株式と同額の配当を受けることができます。A種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株式が交付される楽天グループ及びみずほ銀行は、A種種類株式1株の取得と引換えに当行の普通株式1株を対価としてA種種類株式の全部又は一部を取得することを当行に対して請求できることとしております。A種種類株式の経済的権利は、普通株式と同等であり、A種種類株式の発行により当行の一般株主の権利が損なわれることはないものと判断しております。そのため、本株式交付の対価をA種種類株式とすることは相当であると判断しております。

当行は、それぞれ楽天カード、楽天証券HDの普通株式1株に対して、以下の当行のA種種類株式を割当て交付いたします。

- ① 楽天カード：1,867株
- ② 楽天証券HD：0.185株

当行が本株式交付により交付するA種種類株式の合計は230,890,116株であり、楽天グループに対して207,330,443株、みずほ銀行に対して23,559,673株を交付し、全て当行が新規に発行する株式であります。当行のA種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、本株式交付の効力発生日において、新たに発行される当行A種種類株式のうち楽天グループは25,859,500株、みずほ銀行は23,559,673株に関して普通株式を対価とする取得請求権を行使し、普通株式に転換する予定です（以下「本普通株式転換」といいます。）。本普通株式転換によって、楽天グループは当行普通株式25,859,500株、みずほ銀行は当行普通株式23,559,673株株を受領し、当行普通株式の発行済株式数は223,918,209株（自己株式控除後）株となります。2026年3月末時点で楽天グループが保有する当行普通株式85,962,580株を合算すると、本普通株式転換後、楽天グループは当行普通株式の111,822,080株（本普通株式転換後における当行普通株式の発行済株式総数223,918,209株（自己株式控除後。議決権数は2,238,679個）に対する比率は49.94%（議決権総数に対する比率は49.95%））を保有します。また、本普通株式転換後、みずほ銀行は当行普通株式の23,559,673株（本普通株式転換後における当行普通株式の発行済株式総数に対する比率は10.52%（議決権総数に対する比率は10.52%））を保有します。

当行が譲り受ける楽天カード、楽天証券HDの普通株式の数の下限はそれぞれ、楽天カード：84,128株、楽天証券HD：399,044,000株とします。本株式交付に伴い1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当行の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金を楽天グループに交付いたします。

（注1）以下の普通株式の発行済株式数を前提としております。楽天証券HDの普通株式の発行済株式数には、本第三者割当増資により増加する楽天証券HD株式2,398,000株を含み、本株式交付により交付する当行の普通株式数の算定に考慮しております。

当行：174,499,180株
楽天カード：84,128株
楽天証券HD：399,044,000株

(注 2) 本株式交付及び本普通株式転換後の当行の発行済株式数は以下のとおりです。

普通株式： 223,918,209株 (自己株式控除後)

A種種類株式： 181,470,943株

(ii) 本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

楽天グループは、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性及び妥当性を確保するため、楽天グループ及び当行から独立したBofA証券株式会社（以下「BofA証券」といいます。）及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザーとして起用し、2026年5月20日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得いたしました。楽天グループは、BofA証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式交付比率の算定結果、当行に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からの助言等を踏まえ、当行及び本株式交付子会社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に上記3 (2) ①(i)「本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）」記載の株式交付比率が、BofA証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券が算定した株式交付比率レンジ内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

当行は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性及び妥当性を確保するため、当行及び楽天グループから独立した大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）及びゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザーとして起用しております。なお、大和証券を第三者算定機関として起用し、2026年5月19日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得いたしました。また、当行の取締役会は、楽天グループ及び本再編の成否から独立した当行の独立社外取締役（長門正貢氏、川村佳世子氏）及び独立社外監査役（山田眞之助氏、三村亨氏）並びに企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、2026年6月24日開催予定の当行の第27期定時株主総会において独立社外取締役候補者として上程を予定している河井聡氏の計5名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しております。本特別委員会は、独立した第三者算定機関として合同会社デロイト トーマツ（以下「デロイト トーマツ」といいます。）を起用し、2026年5月19日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得するとともに、本株式交付における株式交付比率が当行の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得いたしました。詳細は、下記(iii)「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

当行は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券からの助言等及び大和証券から提出を受けた株式交付比率の算定結果、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）並びに財務・税務・ガバナンス関連アドバイザーであるデロイト トーマツグループ（合同会社デロイト トーマツ、デロイトトーマツ税理士法人及び有限責任監査法人トーマツをいう。以下同じ。）からの助言等、本特別委員会

がその独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツから提出を受けた株式交付比率算定書及びフェアネス・オピニオン、本特別委員会からの助言及び意見の内容等に加え、本株式交付子会社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当行及び本株式交付子会社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に上記3(2)①(i)「本株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率)」記載の株式交付比率が、大和証券及びデロイト トーマツが、当行及び本株式交付子会社固有の特徴や事情を反映するという観点で相対的に優れていると考えられるDDM法によって算定した評価レンジの範囲内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

イ 算定に関する事項

(ア) 算定機関との関係

BofA証券は、楽天グループ、当行、楽天カード、及び楽天証券HDの関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、BofA証券は、本株式交付に関して楽天グループのファイナンシャル・アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料(その全額が、本再編の完了を条件としております。)を受領します。

(注) BofA証券及び同社の関係会社は、楽天グループ、当行、楽天カード、及び楽天証券HDに対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去及び現在において提供しており、または将来においてもそのようなサービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。また、BofA証券及び同社の関係会社は、通常の業務の過程において、楽天グループ、当行、楽天カード及び楽天証券HDの株式、債券又はその他の金融商品(デリバティブを含みます。)について、自己又は顧客の勘定において投資し、ロング又はショートのパポジションを取得又は保有することがあります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、楽天グループ、当行、楽天カード、及び楽天証券HDの関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)、及び三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「三菱UFJ信託銀行」といいます。)と同一の親会社をもつ会社であります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券によれば、金融商品取引法第36条第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。)第70条の4の適用法令に従い、ファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券と、三菱UFJ銀行、及び三菱UFJ信託銀行はそれぞれの間、及びそれぞれの社内において、弊害防止措置として、楽天グループ、当行、楽天カード、及び楽天証券HDに関する情報について厳格に管理する情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施しているとのこと。以上を踏まえて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJ銀行、及び三菱UFJ信託銀行の判断に影響を受けることなくファイナンシャル・アドバイザーとしての役務を提供しており、三菱UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行とは独立した立場で当行、楽天カード、及び楽天証券HDの株式価値の算定を行っているとのこと。

大和証券及びデロイト トーマツは、当行、楽天グループ、楽天カード、楽天証券HDの関連当事

者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

(A) BofA証券株式会社

BofA証券は、一定の条件の下で、複数の株式価値算定手法の中から当行及び本株式交付子会社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当行及び本株式交付子会社と比較可能な複数の上場会社の市場評価を基にした類似企業比較法、また、事業を安定的に運営する上で必要となる自己資本比率を設定した上で、当該比率を上回る部分の資本を、株主に帰属すべきキャッシュ・フローとして一定の株主資本コストで現在価値に割り戻して株式価値を分析する手法である配当割引モデル (Dividend Discount Model) (以下「DDM法」といいます。)を採用して、当行及び本株式交付子会社の株式価値の分析を行いました。

(注) かかる分析は、楽天グループの取締役会が(当該立場において)本株式交付の検討において使用するためにその便宜のために作成されたものであり、他のいかなる者に対しても、その便宜のために作成されたものではなく、かつ、いかなる権利又は救済手段を付与するものでもありません。

(B) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当行及び本株式交付子会社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当行及び本株式交付子会社と比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、所定のリスク管理方針に従い、事業を安定的に運営する上で必要となる資本水準を規制ベース及び経済価値ベースの健全性基準に基づき設定した上で、当該水準を上回る部分の資本を、株主に帰属すべき利益として資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を分析する手法であるDDM法、又は、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を採用して、当行及び本株式交付子会社の株式価値の分析を行いました。

(C) 大和証券

大和証券は、複数の算定手法の中から採用すべき算定手法を検討の上、各社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当行については、同社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、当行及び本株式交付子会社については、各社と比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法及び、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法を採用して、当行及び本株式交付子会社の株式価値の分析を行いました。

上記の各評価手法による当行株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の楽天カードの普通株式1株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交付比率のレンジ
当行	楽天カード	
市場株価法（基準日①）	類似会社比較法	1,022～1,632
市場株価法（基準日②）		1,188～1,912
類似会社比較法		984～2,077
DDM法	DDM法	945～2,220

また、当行株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の楽天証券HDの普通株式1株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交付比率のレンジ
当行	楽天証券HD	
市場株価法（基準日①）	類似会社比較法	0.073～0.168
市場株価法（基準日②）		0.085～0.197
類似会社比較法		0.070～0.213
DDM法	DDM法	0.080～0.205

市場株価法においては、「フィンテック事業再編に向けた協議の再開開始に関するお知らせ」を公表した2026年2月25日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、当行株式の東京証券取引所における基準日①の終値、基準日①までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を、並びに2026年5月19日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、当行株式の東京証券取引所における基準日②の終値、基準日②までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値をそれぞれ採用しております。

類似会社比較法については、当行、楽天カード及び楽天証券HDそれぞれが展開する事業の内容及び地域、財務指標等の観点で完全には類似していないものの相対的に類似性があると判断される上場会社として、当行については株式会社SBI新生銀行、株式会社りそなホールディングス、株式会社あおぞら銀行、Nu Holdings Ltd.、KakaoBank Corp.を、楽天カードについては株式会社丸井グループ、American Express Co.、SBI Cards and Payment Services Ltd.、Visa, Inc.、Mastercard, Inc.を、楽天証券HDについてはマネックスグループ株式会社、松井証券株式会社、The Charles Schwab Corp.、Interactive Brokers Group, Inc.をそれぞれ選定した上で、PERを用いて算定を行いました。

DDM法において、当行については、当行が作成した2027年3月期から2031年3月期第3四半期までの財務予測に基づき、2026年4月以降に当行が創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。また、資本コストは7.4%~9.4%を使用しております。継続価値の算定においては、定率成長モデル及び乗数モデルを採用しております。定率成長モデルでは、国内外のインフレ率及び当社が属する業界成長率等を踏まえて、永久成長率は1.0%~2.0%を使用して算出しており、乗数モデルでは、業界各社の水準等を踏まえ、PERを12.0倍~14.7倍を使用して算出しております。なお、大和証券がDDM法の採用に当たり前提とした当行の財務予測には、大幅な増減益を前提とした予測に基づく評価を実施した事業年度が含まれておりません。

楽天カードについては、楽天カードが作成した2026年12月期から2030年12月期までの財務予測に基づき、2026年4月以降に楽天カードが創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。また、資本コストは7.0%~9.0%を使用しております。継続価値の算定においては、定率成長モデル及び乗数モデルを採用しております。定率成長モデルでは、国内外のインフレ率及び当社が属する業界成長率等を踏まえて、永久成長率は1.0%~2.0%を使用して算出しており、乗数モデルでは、業界各社の水準等を踏まえ、PERを16.3倍~20.0倍を使用して算出しております。なお、大和証券がDDM法の採用に当たり前提とした楽天カードの財務予測には、大幅な増減益を前提とした予測に基づく評価を実施した事業年度が含まれておりません。

楽天証券HDについては、楽天証券HDが作成した2026年12月期から2030年12月期までの財務予測に基づき、2026年4月以降に楽天証券HDが創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。また、資本コストは7.5%~9.5%を使用しております。継続価値の算定においては、定率成長モデル及び乗数モデルを採用しております。定率成長モデルでは、国内外のインフレ率及び当社が属する業界成長率等を踏まえて、永久成長率は1.0%~2.0%を使用して算出しており、乗数モデルでは、業界各社の水準等を踏まえ、PERを16.2倍~19.8倍を使用して算出しております。なお、大和証券がDDM法の採用に当たり前提とした楽天証券HDの財務予測には、大幅な増減益を前提とした予測に基づく評価を実施した事業年度が含まれております。具体的には、2026年12月期はマーケット環境の変化に伴う営業収益の増加や、2025年12月期対比で特別損失が減少すること等により当期純利益の増加を前提とした予測に基づく評価を実施しております。

なお、本再編の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、当行及び本株式交付子会社それぞれの収益に与える影響を切り分けて見積もることが困難であり、また当行及び本株式交付子会社ともにスタンドアローンの前提で公平に株式交付比率を算定するため、算定に使用した財務予測には反映しておりません。

大和証券は、株式交付比率の算定に際して、当行及び本株式交付子会社のそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報等が正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報等について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は当行及び本株式交付子会社並びにその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、当行及び本株式交付子会社から提供されたそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、当行及び本株式交付子会社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。大和証券は、当行及び本株式交付子会社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式交付比率の算定は、2026年5月19日現在の金融、経済、市場その他の状況を前提としております。また、当該財務予測は、本株式交付の実施を前提としておりません。

大和証券は当行の取締役会に対し、2026年5月19日付にて、本株式交付に係る交付比率に関する算定書を提供しております。

なお、大和証券から、フェアネス・オピニオンは取得しておりません。

(D) デロイト トーマツ

デロイト トーマツは、当行及び本株式交付子会社の株式価値について、当行については、同社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、本株式交付子会社については、同社と比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、当行及び本株式交付子会社については、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法を採用して、当行及び本株式交付子会社の株式価値の分析を行いました。

上記の各評価手法による当行株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の楽天カードの普通株式1株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交付比率のレンジ
当行	楽天カード	
市場株価法（基準日①）	類似会社比較法	557～619
市場株価法（基準日②）		648～725
DDM法	DDM法	794～2,073

また、当行株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の楽天証券HDの普通株式1株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交付比率のレンジ
当行	楽天証券HD	
市場株価法（基準日①）	類似会社比較法	0.091～0.121
市場株価法（基準日②）		0.106～0.142
DDM法	DDM法	0.099～0.287

市場株価法においては、「フィンテック事業再編に向けた協議の再開始に関するお知らせ」を公表した2026年2月25日を算定基準日（基準日①）として、当行株式の東京証券取引所における基準日①の終値、基準日①までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を、並びに2026年5月19日を算定基準日（基準日②）として、当行株式の東京証券取引所における基準日②の終値、基準日②までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法については、楽天カードと類似性があると判断される類似上場会社として、イオンフィナンシャルサービス株式会社、株式会社クレディセゾン、株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックスを、楽天証券HDと類似性があると判断される類似上場会社として、SBIホールディングス株式会社、マネックスグループ株式会社、松井証券株式会社をそれぞれ選定した上で、PERを用いて算定を行いました。

DDM法において、当行については、当行が作成した2027年3月期から2031年3月期第3四半期までの連結財務予測に基づき、2026年4月以降に当行が創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を、一定の資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。なお、当行のDDM法における継続価値の算定においては永久成長法により算出しており、具体的には資本コストは7.00%～9.50%を使用しており、永久成長率は1.0%～2.0%を使用しております。なお、デロイト トーマツがDDM法の採用に当たり前提とした当行の連結財務予測には、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

楽天カードについては、楽天カードが作成した2026年12月期から2030年12月期までの財務予測に基づき、2026年4月以降に楽天カードが創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を、一定の資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。なお、楽天カードのDDM法における継続価値の算定においては永久成長法により算出しており、具体的には資本コストは6.50%～7.75%を使用しており、永久成長率は1.0%～2.0%を使用しております。なお、デロイト トーマツがDDM法の採用に当たり前提とした楽天カードの財務予測には、大幅な増減益を前提とした予測に基づく評価を実施した事業年度が含まれておりません。

楽天証券HDについては、楽天証券HDが作成した2026年12月期から2030年12月期までの財務予測に基づき、2026年4月以降に楽天証券HDが創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を、一定の資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。なお、楽天証券HDのDDM法における継続価値の算定においては永久成長法により算出しており、具体的には資本コストは6.00%～8.00%を使用しており、永久成長率は1.0%～2.0%を使用しております。なお、デロイト トーマツがDDM法の採用に当たり前提とした楽天証券HDの財務予測には、大幅な増減益を前提とした予測に基づく評価を実施した事業年度が含まれております。具体的には、2026年12月期はマーケット環境の変化に伴う営業収益の増加や、2025年12月期対比で特別損失が減少すること等により当期純利益の大幅な増加を前提とした予測に基づく評価を実施しております。

なお、本再編の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、当行及び本株式交付子会社それぞれの収益に与える影響を切り分けて見積もることが困難であり、また当行及び本株式交付子会社ともにスタンドアローンの前提で公平に株式交付比率を算定するため、算定に使用した財務予測には反映しておりません。

デロイト トーマツは、株式交付比率の算定に際して、当行及び本株式交付子会社のそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報等が正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報等について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、デロイト トーマツは当行及び本株式交付子会社並びにその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。デロイト トーマツは、当行及び本株式交付子会社から提供されたそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、当行及び本株式交付子会社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。デロイト トーマツは、当行及び本株式交付子会社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。デロイト トーマツの株式交付比率の算定は、2026年5月19日現在の金融、経済、市場その他の状況を前提としております。また、当該財務予測は、本株式交付の実施を前提としておりません。

デロイト トーマツは当行の本特別委員会に対し、2026年5月19日付にて、本株式交付に係る交付比率に関する算定書を提供しております。

また、本特別委員会は、2026年5月19日付で、デロイト トーマツから、本株式交付における株式交付比率が当行の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を取得しております。なお、本フェアネス・オピニオンは、デロイト トーマツが、当行及び本株式交付子会社それぞれから、当行及び本株式交付子会社に関する事業の現状、事業見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した本株式交付に係る株式交付比率算定結果に加えて、本特別委員会との質疑応答、デロイト トーマツが必要と認めた範囲内での当行及び本株式交付子会社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにデロイト トーマツにおけるエンゲージメントチームとは独立したコミッティにおける本フェアネス・オピニオンに対する検証を経て発行されております。

(注) デロイト トーマツは、本再編に関連するサービスに対して本再編の成否にかかわらず支払われる固定報酬を受領することを予定しています。また、デロイト トーマツがサービスを提供することで生じた経費の払い戻しを受領する予定です。当行とデロイト トーマツの契約において、デロイト トーマツの業務によって生じる特定の責任からデロイト トーマツを免責すること、及び特定の責任に対し当行が補償することが同意されています。

デロイト トーマツ又はその関係会社は、監査、コンサルティング、財務助言サービス等の様々なサービスを提供しているとのことです。その結果として、デロイト トーマツ又はその関係会社が、当行、本株式交付子会社、又はそれぞれの関係会社にサービスを提供している場合があるとのことです。また、デロイト トーマツ又はその関係会社が、当行、本株式交付子会社、又はそれぞれの関係会社に対し、今後、何らかのサービスを提供する可能性があるとのことです。

デロイト トーマツは、本フェアネス・オピニオンに係る意見表明を行うに当たり、デロイト トーマツが参照した全ての財務情報、及び公表されていた又は当行もしくは本株式交付子会社によって提供されたその他の情報が真実、正確かつ完全であることを前提とし、かつ依拠しております。デロイト トーマツは、かかる情報の真実性、正確性及び完全性を独自に検証しておらず、かつ、これらについて一切の責任を負うものではありません。またデロイト トーマツは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出において、いかなる資産及び負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）についての監査その他いかなる保証業務も行っておらず、第三者への監査その他いかなる保証業務の依頼も行っておりません。さらに、倒産・支払停止又はそれらに類似する事項に関する法令の下での当行及び本株式交付子会社の信用力についての評価も行っておりません。またデロイト トーマツは、本フェアネス・オピニオンに係る意見表明を行うに当たり、当行の同意の下、デロイト トーマツが利用した当行及び本株式交付子会社の将来の事業計画が、当行による入手可能な最適で最善の予測と判断を織り込んで合理的に作成されていることを前提としております。また、デロイト トーマツは、本フェアネス・オピニオンに係る意見表明を行うに当たり、デロイト トーマツが利用した当行及び本株式交付子会社の将来の事業計画に対して独自の調査を行うことなく、これらの計画及びそれに関連する資料に依拠しております。

デロイト トーマツは当行に関して、本フェアネス・オピニオンに関連してデロイト トーマツに開示されていない重要な事象が、本フェアネス・オピニオンの日付時点で発生していないことその他の確認事項について、当行の経営者確認書に依拠しました。

デロイト トーマツは、本フェアネス・オピニオンに係る意見表明を行うに当たり、本再編成立に必要な政府、監督当局等の同意及び承認は全て、当行もしくは本株式交付子会社において、予想される本再編の便益に対し何ら影響を与えることなく取得されることを前提としております。また、デロイト トーマツは、本再編がデロイト トーマツに対して開示された本再編に関連する契約書に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、本再編の会計上、税務上の効果がデロイト トーマツに提示された想定及び前提と相違ないことを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、当行の取締役会及び特別委員会に経営意思決定の参考情報を提供するためのものであり、本再編に関する議決権行使の推奨を本株式交付子会社株主に対して行うものではありません。本フェアネス・オピニオンは、当行以外の第三者に宛てられるものではなく、第三者はいかなる目的においても、これを信頼し又はこれに依拠することはできません。従いまして、デロイト トーマツは、当行以外の第三者（当行株主を含みます。）に対して理由の如何を問わず一切の責任を負うものではありません。

デロイト トーマツは、当行又は当行取締役会及び特別委員会に対して、本再編に関する第三者の意思決定を勧誘する義務を負っておらず、またそのような勧誘を過去に行ったことはなく、将来においても行う予定はありません。

本フェアネス・オピニオンは、本件で予定されている取引条件が当行株主にとって財務的見地から公正であることについての意見を表明するものととどまり、本再編を実行するという当行の決定の是非について意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンは2026年5月19日時点又はデロイト トーマツに提供された情報の日付時点で存在する事業・経済・市場及びその他の状況に基づいております。デロイト トーマツは、本フェアネス・オピニオンの提出に際し、本再編の実施の基礎となる事業上の決定、又は本件で予定されている取引条件が実現可能な最良価格であるか否かについては分析及び検討しておらず、また、分析及び検討を行う義務を負うものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本再編の以前又は以後の当行の支払能力に関するいかなる見解も表明しておりません。

本フェアネス・オピニオンは、事前の書面によるデロイト トーマツの同意なく、当行の取締役会及び特別委員会が経営判断を行う上での参考資料として使用する他にはいかなる目的であれ利用することはできず、また第三者へ開示もしくは提供することはできません。なお、第三者への本フェアネス・オピニオンの開示は、デロイト トーマツ指定の「要請書」が当行より提出され、かつデロイト トーマツ指定の「差入書」が当該第三者より提出され、当該第三者が当該差入書に従い「本フェアネス・オピニオンの機密を厳格に守り、本フェアネス・オピニオンの利用によって何らの権利も取得せず、当該第三者による本フェアネス・オピニオンの利用に関するデロイト トーマツのすべての責任を免除することを了解および同意する場合」にのみ認められております。

当行は、2026年5月19日以降の状況の変化が本フェアネス・オピニオンにおけるデロイト トーマツの意見に影響を与え得る場合であっても、デロイト トーマツが本フェアネス・オピニオンを更新、改訂、補足又は再確認する義務及び責任が無い旨につき、了承しております。

（ⅲ）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

楽天グループは、2026年3月末時点において当行株式85,962,580株（保有割合にして49.26%。なお、小数点以下第3位を四捨五入しており、以下保有割合の記載について同じです。）を保有し、当行の親会社であることから、本再編は、当行にとって支配株主との取引等に該当いたします。そこで、当行

は、楽天グループと当行の間で本再編の公正性を担保し、利益相反を回避するために、以下の措置を講じております。

ア 特別委員会の設置及び答申書の取得

(ア) 設置の経緯等

当行は、親会社かつ支配株主である楽天グループからの本再編に係る検討の再開の提案を受けて、本再編に関する具体的な検討を開始するに際し、本再編に関して楽天グループと当行の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本再編の是非や取引条件の妥当性についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、楽天グループから独立した立場で本再編について検討・交渉等を行うことができる体制を構築するべく、2026年2月9日付の取締役会決議により、楽天グループ及び本再編の成否から独立した当行の独立社外取締役（長門正貢氏、川村佳世子氏）及び独立社外監査役（山田眞之助氏、三村亨氏）並びに企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、2026年6月24日開催予定の当行の第27期定時株主総会において独立社外取締役候補者として上程を予定している河井聡氏の合計5名から構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、当行取締役会において本再編の実施の決定をするべきか否かについて検討し、当行取締役会に勧告を行うこと、及び、当行取締役会における本再編の実施の決定が、当行の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、当行取締役会に意見を述べることを委嘱いたしました（以下「本委嘱事項」といいます。）。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、タイムチャージによる報酬を支払うものとしております。

また、当行は、本委嘱事項の委嘱に当たり、当行取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本再編に関する意思決定を行うこと、並びに、本特別委員会が本再編の目的又は取引条件若しくは手続が妥当でないと判断した場合には、当行取締役会は本再編の実施の決定をしないことを決議しております。さらに、当行取締役会は、本特別委員会に対し、（a）本再編に関して当行が楽天グループその他の関係者との間で行う交渉の過程に実質的に関与すること（当該交渉の状況の報告を受け、必要に応じて、当該交渉又はその方針に関して指示又は要請を行うこと、及び自ら楽天グループその他の関係者と当該交渉を行うことを含む。）、（b）本委嘱事項について検討するに当たり、当行の財務又は法務等のアドバイザー（第三者算定機関を含む。）を指名又は承認（事後承認を含む。）し、また、必要に応じ、本特別委員会自らの財務又は法務等のアドバイザー（第三者算定機関を含む。）を選任又は指名すること（この場合の費用は当行が負担する。）、（c）当行の役職員及び当行のアドバイザーから本再編に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領することができる権限を付与いたしました。

(イ) 検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月11日から2026年5月20日までの間に、会合を合計18回開催したほか、各会日間において電子メールその他を通じて、報告・情報共有、審議、意思決定等を行うなどして、以下のとおり、本委嘱事項について慎重に協議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当行から、本再編の検討に係る社内検討体制について、(a)楽天グループの役員を兼務する三木谷浩史取締役会長は、本再編に関して当行と利益相反関係にあること

から、当行における一切の検討から外れること、(b)2025年3月まで楽天グループの常務執行役員を務めていた東林知隆代表取締役社長（以下「東林社長」といいます。）は公正性を担保する観点から、当行における一切の検討（但し、みずほグループとの業務提携に係る各施策内容の検討及びこれに関するみずほグループとの協議は除きます。）から外れること、並びに、(c)当行において本再編の検討に関与する者は、現在楽天グループの役職員を兼任しておらず、直近も楽天グループに所属していなかった者とするについて説明を受け、かかる検討体制について承認しました。また、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所、当行の財務・税務・ガバナンス関連アドバイザーであるデロイト トーマツグループ、当行のファイナンシャル・アドバイザーであるゴールドマン・サックスについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上で、当行が外部専門家として選任することを承認しました。さらに、本特別委員会独自の第三者算定機関として、デロイト トーマツを、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上で選任いたしました。

なお、本特別委員会は、2026年2月25日付で、当行取締役会に対し、本再編に関して、当行取締役会が楽天グループとの間の同日付基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）の締結を決定することは、当行にとって特段不合理でなく、当行の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見書を提出しております。

その上で、本特別委員会は、当行から、本再編の意義・目的に関し、本再編の検討を再開する背景としての事業環境の認識、本再編を行うことの当行における意義、期待されるシナジー等について説明を受け質疑応答を行うとともに、楽天グループに対しても、本再編の意義・目的等及びストラクチャー等に関する質問を行い、これに対する回答及び本再編の検討再開についての楽天グループの初期的提案書の内容を確認し、質疑応答を行っております。

また、本特別委員会は、当行から、本再編における株式交付比率の算定に用いられる当行の事業計画の内容並びにその作成過程及び前提等について説明を受け、その合理性を確認いたしました。また、本特別委員会は、デロイト トーマツグループが本再編のために実施したデュー・ディリジェンスの結果等も踏まえて、本再編における株式交付比率の算定に用いられる楽天カード及び楽天証券HDの事業計画の合理性を確認いたしました。

その上で、本特別委員会は、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から、株式交付比率に係る算定の内容及び方法、当該方法の選択理由、算定過程及び重要な前提条件等について説明を受けるとともに質疑応答を行い、これらの事項の合理性を確認いたしました。また、本特別委員会は、独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツからも、株式交付比率に係る算定の内容及び方法、当該方法の選択理由、算定過程及び重要な前提条件等について説明を受け質疑応答を行ったほか、同社が作成した本株式交付における株式交付比率が当行の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の内容及び前提等について説明を受け質疑応答を行い、同様にこれらの事項の合理性を確認いたしました。

以上に加え、本特別委員会は、当行及び当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から、本再編に伴う当行株式の上場廃止の可能性について、当行及び当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本再編に必要な銀行法その他法令上の手続について、説明を受け質疑応答を行ったほか、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田

松本法律事務所から、本再編に係る当行の意思決定の方法及びその過程等に関する助言並びに本再編に係る取引条件等に関する楽天グループ及びみずほグループとの間の交渉に係る助言を含む法的助言を受け、審議・検討を行いました。

さらに、本特別委員会は、当行から、楽天グループ及びみずほグループと当行との間における本再編に係る取引条件（株式交付比率を含みます。）に係る協議及び交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会を開催して交渉の方針等を協議し、方針や回答等につき具体的な指示をするなどして、楽天グループ及びみずほグループと当行との交渉過程に実質的に関与いたしました。本特別委員会は、楽天グループが2026年4月15日付で当行に対して楽天カードの普通株式1株に対して当行が新たに発行するA種種類株式2,696株、楽天証券HDの普通株式1株に対して当行のA種種類株式0.176株とする株式交付比率（当行の100%株式価値を1とした場合の楽天カードの株式価値を1.3、楽天証券HDの株式価値を0.4、両社の合算を1.7）とする提案（なお、本第三者割当増資による影響は勘案されておりません（以下同じです。）。また、当該4月15日付の提案においては、楽天カードによる、同社が保有する楽天ペイメントの株式の全部の楽天グループに対する譲渡は前提とされておりません。）を行ったことを踏まえて、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券、本特別委員会独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所とも協議した上で、同月24日付で楽天グループからの提案は当行少数株主保護の観点から不十分であるとして再提案をました。これに対して、楽天グループからは、これに対する同年5月1日付の回答において、当行の100%株式価値を1とした場合の楽天カードの株式価値を1.15、楽天証券HDの株式価値を0.4、両社の株式価値の合算を1.55とする提案（なお、当該5月1日付の提案以降においては、楽天カードが、同社が保有する楽天ペイメントの株式の全部を、100%評価額1,000億円で楽天グループに対して譲渡することが前提とされております。）が行われたことから、本特別委員会は、当行、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券、本特別委員会独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所とも協議した上で、同月2日付で、当行の100%株式価値を1とした場合の楽天カードの株式価値を0.75、楽天証券HDの株式価値を0.35、両社の株式価値の合算を1.1とする提案を行いました。これに対して、楽天グループからは、同月6日付の回答において、当行の100%株式価値を1とした場合の楽天カードの株式価値を1.10、楽天証券HDの株式価値を0.4、両社の合算を1.5とする提案がされたことから、本特別委員会は、当行、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券、本特別委員会独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所とも協議した上で、同月8日付で、当行の100%株式価値を1とした場合の楽天カード及び楽天証券HDの株式価値の合算を1.20とする提案を行いました。これに対して、楽天グループからは、同月12日付の回答において、当行の100%株式価値を1とした場合の楽天カードの株式価値を0.9、楽天証券HDの株式価値を0.45、両社の合算を1.35とする提案がされたことから、本特別委員会は、当行、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券、本特別委員会独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所とも協議した上で、同月14日付で、当行の100%株式価値を1とした場合の楽天カードの株式価値を0.9、

楽天証券HDの株式価値を0.4、両社の株式価値の合算を1.3とする提案を行いました。これに対して、楽天グループからは、同月15日付の回答において、当行の100%株式価値を1とした場合の楽天カードの株式価値を0.9、楽天証券HDの株式価値を0.42、両社の株式価値の合算を1.32（楽天カードの普通株式1株に対して当行のA種種類株式1,867株、楽天証券HDの普通株式1株に対して当行のA種種類株式0.185株とする株式交付比率）とする提案がされたことから、本特別委員会は、当行、当行のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券、本特別委員会独自の第三者算定機関であるデロイト トーマツ、当行のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所とも協議した上で、同月18日付で、当該提案について応諾する旨の回答を行いました。

(ウ) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、本委嘱事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2026年5月20日付で、当行取締役会に対し、委員全員の一致により、大要以下の内容の答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出いたしました。

(A) 答申内容

- ・ 当行取締役会は、本再編の実施（本統合契約書の締結及び本株式交付の実施を含む。以下同じ。）の決定をするべきである。
- ・ 当行取締役会において本再編の実施を決定することは、当行の少数株主にとって不利益なものではない。

(B) 判断内容

a. 本再編が当行の企業価値向上に資するか否かの検討

(a) 当行の経営環境等

- ・ 上記1（1）「本再編の背景・目的」に記載の当行の認識している経営環境等について、本特別委員会も同様の認識を有しており、本特別委員会として異論はない。

(b) 本再編によるシナジー

- ・ 当行は、本再編により当行が本株式交付子会社の株式を取得することによって、上記1（1）「本再編の背景・目的」に記載のシナジーが見込まれ、当行の企業価値向上に資すると判断しているとのことである。
- ・ なお、本基本合意書の締結時点においては、楽天ペイメントについても、本再編による再編の対象とすることが想定されていたが、楽天グループは、楽天ペイメントの楽天グループにおける位置づけ等を踏まえ、本再編に関連して、楽天カードが保有する楽天ペイメント株式の全てを楽天グループに譲渡する予定であるとのことである。この点、当行としても、本再編後においても、当行は楽天ペイメント株式の発行済株式総数の4.72%を保有し、フィンテック事業との連携を継続することであり、また、楽天ペイメントが本再編による再編の対象としない場合であっても、上述の本

再編によるシナジーは十分に発揮することができるため、本再編において、楽天ペイメントを本再編の対象としないことは合理的であると認識しているとのことである。

- ・ また、当行及びみずほグループは、本再編に際して、本資本業務提携（本資本業務提携契約に基づく資本業務提携をいう。以下同じ。）により、みずほ銀行が対応する法人顧客等の資金調達ニーズと当行の個人預金を結び付ける様々な施策を行うことが可能となり、みずほ銀行のオリジネーション力強化と当行の運用資産多様化を実現しつつ、企業価値向上、さらには、日本経済そのものの発展に貢献できるものと考えているとのことである。具体的には、当行は、上記１（１）「本再編の背景・目的」に記載の取り組みを進めることで本資本業務提携によるシナジーが発生し、当行の企業価値向上に資すると判断しているとのことである。
 - ・ なお、当行としては、本再編の実施により当行の既存事業に影響はなく、当行の企業価値に重要な悪影響が生じるとは想定しておらず、本株式交付子会社及びそのグループ会社の既存事業についても、本再編により重大な影響が生じることを見込んでいないとのことである。
 - ・ 当行としては、本再編の実施により、当行株式について希薄化が生じるところ、投資家から本再編によるシナジーの実現を通じた純利益の増加について適切に評価を受けるべく情報開示を努めていく必要があると認識をしており、かつそれを実施していく意向であるとのことである。
 - ・ 以上のとおり、当行及び楽天グループは、本再編により当行が本株式交付子会社の株式を取得することを通じて、当行及び楽天グループにおけるフィンテックビジネスの企業価値を向上させることが可能になると考えており、また、当行及びみずほグループは、本資本業務提携を通じて、当行及び楽天グループフィンテックビジネスの企業価値を向上させることが可能になると考えているとのことである。そして、当行によれば、本再編によって当行の企業価値に重要な悪影響が生じるとは想定していないとのことである。この点、本特別委員会としても、当該判断に異論はなく、上記の本再編後の企業価値向上策は、当行の既存の成長戦略にも合致しており、当行の企業価値の一層の向上に資する重要な施策であると認める。
- (c) 本再編の実施による当行の上場廃止の可能性（不適当な合併等に関する審査等に係る問題）
- ・ 当行は、東京証券取引所及び日本取引所自主規制法人上場管理部から、本再編後も、上場は維持しつつ実質的存続性については肯定する旨の見解を受領しているとのことである。
 - ・ この場合、大和証券によれば、日本取引所自主規制法人上場管理部との間の事前相談の内容を踏まえると、実質的存続性を失わせる一定のコーポレートアクションが実施された場合には、再度、日本取引所自主規制法人上場管理部より審査を受ける可能性があるが、かかるコーポレートアクションを実施しないことで、上場廃止となる事態を避けることが可能とのことである。
- (d) 本再編の実施による当行の上場廃止の可能性（流通株式比率に係る問題）
- ・ 当行によれば、本株式交付に際して発行される当行株式をＡ種種類株式とすることにより、本再編後において流通株式比率を維持することが想定されているとのことである。本統合契約書及び本資

本業務提携契約において、楽天グループ及びみずほ銀行は、本株式交付後における各社の当行に対する議決権比率が下記のとおりとなるよう、①みずほ銀行は、本株式交付の効力発生後直ちに（但し、遅くとも効力発生日中に）、本株式交付の対価として交付されたA種種類株式の全部について取得請求権を行使し、当行の普通株式の交付を受けるものとされており、②楽天グループは、本株式交付の効力発生後直ちに（但し、遅くとも効力発生日中に）、本株式交付の対価として交付されたA種種類株式の一部について取得請求権を行使し、当行の普通株式の交付を受けるものとされている。

	普通株式	A種種類株式	議決権比率
楽天グループ	111,822,080株	181,470,943株	49.95%
みずほ銀行	23,559,673株	0株	10.52%

- ・ 楽天グループ及びみずほ銀行がA種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を全て行使したと仮定した場合、楽天グループは当行の普通株式293,293,023株、発行済株式数405,389,152株（自己株式控除後）に対して72.35%の持分を保有することになり、その場合、流通株式比率35%の基準を充たさなくなる可能性があるが、本統合契約書においては、楽天グループの義務として、当行の株主として可能な範囲において、当行の普通株式が本再編後においても東京証券取引所プライム市場への上場を維持し続けるために必要となる一切の措置を当行と協議の上講じる旨、及び、当行に対して、当行の普通株式の東京証券取引所プライム市場への上場の維持に支障を及ぼす行為又はその決定を行うことを要請してはならない旨の義務が規定されている。また、本資本業務提携契約においても、みずほ銀行の義務として、上場維持のための協力に関する条項が規定されている。
 - ・ 以上のこと等から、本再編後、当行の株式が流通株式比率の観点から上場廃止となる懸念は解消可能と合理的に見込まれる。
- (e) 楽天グループが銀行法に基づく銀行持株会社規制の適用対象とならないこと
- ・ この点、本統合契約書においては、楽天グループは、本株式交付の効力発生後、原則として、当行の事前の書面による承諾なく、A種種類株式の取得請求権を行使することはできず、当該取得請求権の行使により当行の普通株式の交付を受けた直後の楽天グループの当行に対する議決権比率が50%以下に留まる場合に限り、取得請求権を行使することができるものとされている。
 - ・ したがって、本再編後、楽天グループが、当行の想定に反して銀行法上の銀行持株会社規制の適用対象となる懸念は解消されている。
- (f) 小括

- ・ 以上のとおり、本特別委員会としては、当行及び楽天グループが考える両社の経営環境等について異存はなく、本再編後に当行の考える企業価値向上策を実施すること等により、相応のシナジーが生じることが期待される。他方で、本再編の実施による当行の上場廃止の可能性については、これを回避可能であることが合理的に見込まれ、楽天グループが当行の想定に反して銀行法上の銀行持株会社規制の適用対象となる懸念は解消されている。そのため、本再編は、当行の企業価値の向上に資するものといえる。

b. 本再編の取引条件の妥当性

(a) 株式交付比率の妥当性

① 大和証券による算定結果

- ・ 大和証券による算定の前提とされた当行の事業計画の策定に際しては、その策定過程に楽天グループの関与はなく公正性を疑うべき事情は存在せず、その内容に不合理な点は見受けられない。また、大和証券による算定の前提とされた楽天カード及び楽天証券HDの事業計画（但し、デロイト トーマツグループが本再編のために実施したデュー・ディリジェンスの結果等を考慮したもの。）の内容に不合理な点は見受けられない。
- ・ また、大和証券が採用した算定手法は本再編と同種の取引における株式価値算定においても一般的に利用されている算定手法であり、かつ、大和証券による各算定手法の採用理由に不合理な点は認められない。
- ・ 大和証券による市場株価法による算定の内容に不合理な点は認められない。また、類似会社比較法について、大和証券は、各社の事業内容等を適切に考慮の上で類似上場会社の選定を行っており、特に不合理な点は認められない。加えて、DDM法について、大和証券による継続価値の算定方法、並びに、資本コスト及び永久成長率の算出根拠及び算出方法等に関する説明に特に不合理な点は認められない。
- ・ なお、大和証券による算定において、本第三者割当増資による影響は考慮されていないものの、本第三者割当増資において楽天証券HDが新たに発行する楽天証券HD株式の1株当たりの発行価格は、本統合契約書の締結の前営業日である2026年5月19日の当行株式1株当たりの東京証券取引所における終値（6,767円）に、本株式交付における楽天証券HD株式の株式交付比率（0.185）を乗じて得られる金額とされており、当行株式の時価を基準として算出されていることから、かかる取扱いは不合理ではないと考えられる。

② デロイト トーマツによる算定結果及びフェアネス・オピニオン

- ・ デロイト トーマツによる算定の前提とされた当行の事業計画の策定に際しては、その策定過程に楽天グループの関与はなく公正性を疑うべき事情は存在せず、その内容に不合理な点は見受けられない。また、デロイト トーマツによる算定の前提とされた楽天カード及び楽天証券HDの事業計画の内容に不合理な点は見受けられない。

- ・ また、デロイト トーマツが採用した算定手法は本再編と同種の取引における株式価値算定においても一般的に利用されている算定手法であり、かつ、デロイト トーマツによる各算定手法の採用理由に不合理な点は認められない。
- ・ デロイト トーマツによる市場株価法による算定の内容に不合理な点は認められない。また、類似会社比較法について、デロイト トーマツは、各社の事業内容等を適切に考慮の上で類似上場会社の選定を行っており、特に不合理な点は認められない。加えて、DDM法について、デロイト トーマツによる継続価値の算定方法、並びに、資本コスト及び永久成長率の算出根拠及び算出方法等に関する説明に特に不合理な点は認められない。
- ・ なお、デロイト トーマツによる算定において、本第三者割当増資による影響は考慮されていないものの、本第三者割当増資において楽天証券HDが新たに発行する楽天証券HD株式の1株当たりの発行価格は、本統合契約書の締結の前営業日である2026年5月19日の当行株式1株当たりの東京証券取引所における終値（6,767円）に、本株式交付における楽天証券HD株式の株式交付比率（0.185）を乗じて得られる金額とされており、当行株式の時価を基準として算出されていることから、かかる取扱い是不合理ではないと考えられる。
- ・ 本フェアネス・オピニオンは、独立性を有するデロイト トーマツが、当行及び本株式交付子会社から、当行及び本株式交付子会社の事業の現状、事業見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した本株式交付に係る株式交付比率算定結果に加えて、本特別委員会との質疑応答、デロイト トーマツが必要と認めた範囲内での当行及び本株式交付子会社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにデロイト トーマツにおけるエンゲージメントチームとは独立したコミッティにおける本フェアネス・オピニオンに対する検証を経て発行されている。
- ・ 以上の本フェアネス・オピニオンは発行手続及び内容に不合理な点は認められず、本フェアネス・オピニオンは信頼性を有すると認められる。

③ 小括

- ・ 上記のとおり、大和証券の作成に係る株式交付比率算定書（以下「大和証券算定書」という。）及びデロイト トーマツの作成に係る株式交付比率算定書（以下「デロイト トーマツ算定書」という。）において算定の前提とされている当行の事業計画の策定経緯に公正性を疑うべき事情は存在せず、その他当該算定の前提とされている各事業計画の内容に不合理な点は見受けられない。
- ・ 大和証券及びデロイト トーマツが採用した算定手法は本再編と同種の取引における株式価値算定においても一般的に利用されている算定手法であり、かつ、大和証券及びデロイト トーマツによる各算定手法の採用理由に不合理な点は認められない。また、大和証券及びデロイト トーマツによる市場株価法、類似企業比較法及びDDM法による算定内容について特に不合理な点は認められない。

- ・ その上で、本株式交付比率は大和証券算定書及びデロイト トーマツ算定書における市場株価法（本株式交付子会社は市場株価が存在しないことから類似会社比較法による算定結果を用いている。）に基づく算定結果との対比において一部評価レンジの範囲外となっているが、楽天銀行及び本株式交付子会社はいずれも継続企業であり、その株式価値算定においては、評価対象となる企業の将来の事業活動の状況を織り込んだ事業計画を基に分析することのできるDDM法が楽天銀行及び本株式交付子会社固有の特徴や事情を反映するという観点で相対的に優れた手法と考えられ、かかる本株式交付比率の評価に際しても、DDM法による評価レンジとの関係を重視するべきであると考えられる。そして、本株式交付比率は、大和証券算定書及びデロイト トーマツ算定書のいずれとの関係でも、DDM法における評価レンジの範囲内の比率である。
 - ・ 加えて、本再編に関しては、信頼性を有すると認められる本フェアネス・オピニオンが発行されている。
 - ・ 以上を踏まえれば、本株式交付比率は妥当であると考えられる。
- (b) その他の取引条件の妥当性
- ・ 本再編の手法としては、株式交付が予定されているところ、株式交付においては、当行の株主総会における特別決議が必要となるほか、反対株主の買取請求権等の救済手段も確保されており、株式交付を採用することが不合理であるとは認められない。
- (c) 小括
- ・ 以上のとおり、本株式交付比率その他の本再編の条件は妥当であると考えられる。
- c. 本再編の手続の公正性の検討
- 以下のとおり、本再編においては、十分な公正性担保措置が講じられていることからすれば、一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されており、公正な手続を通じた当行の株主の利益への十分な配慮がなされているものと認められる。
- ・ 本再編においては、当行において独立した本特別委員会が設置され、有効に機能したものと認められる。
 - ・ 本特別委員会は、独立性を有する第三者算定機関であるデロイト トーマツから、株式交付比率の算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得し、算定結果の合理性について専門的助言を取得している。
 - ・ 当行は、独立性を有するファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である大和証券から、株式交付比率の算定書を取得している。
 - ・ 当行は、外部専門家の独立した専門的助言を取得している。
 - ・ 当行においては、利害関係を有する取締役等を本再編の検討・交渉過程から除外し、楽天グループから独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制が構築されている。本再編に関連する取締役会の決議に際して、現に楽天グループの代表取締役を兼任する当行の取締役である三木谷浩史

氏及び2025年3月まで楽天グループの常務執行役員を務めていた東林社長については、取締役会における審議及び決議には参加しないこととし、両氏を除く当行の取締役全3名にて審議の上、その全員一致により当該決議を行っている。

- ・ 本再編においては、少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定である。
- ・ 本再編において、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定は予定されていないが、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、当該条件が設定されていなくても、そのことにより本再編における手続の公正性が損なわれるものではないと考えられる。

d. 結論

- ・ 以上のとおり、本再編は当行の企業価値の向上に資すると考えられる。また、本再編の条件は妥当であると考えられるとともに、本再編においては一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されており、当行の少数株主の利益の保護が図られているから、当行取締役会は、本再編の実施の決定をするべきである。
- ・ また、当行取締役会において本再編の実施を決定することは、当行の少数株主にとって不利益なものではない。

イ 特別委員会における独自の独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、本再編の公正性を担保するため、デロイト トーマツを本特別委員会の独自の独立した第三者算定機関として選定し、デロイト トーマツに対して、本株式交付に係る算定を依頼し、株式交付比率算定書を取得いたしました。また、本特別委員会は、2026年5月19付で、デロイト トーマツから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。

デロイト トーマツより取得した株式交付比率算定書及び本フェアネス・オピニオンの概要は、上記(ii)イ「算定に関する事項」をご参照ください。

ウ 当行における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当行は、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を起用し、2026年5月19日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得いたしました。詳細は、上記(ii)イ「算定に関する事項」をご参照ください。

エ 独立した法律事務所からの助言の取得

当行は、独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交付の諸手続を含む本再編に係る取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

オ 当行における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

2026年5月20日開催の当行の取締役会における本株式交付を含む本再編に関する議案は、当行

の取締役のうち、三木谷浩史氏及び東林知隆氏を除く3名の取締役が審議し、全員の賛成により決議されております。また、当該当行取締役会においては、監査役4名全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、本再編に係る当行の取締役会の審議及び決議には、利益相反を回避する観点から、当行の取締役のうち、現に楽天グループの代表取締役を務める三木谷浩史氏及び2025年3月まで楽天グループ株式会社の常務執行役員であった東林知隆氏は参加しておりません。

カ 当行における独立した検討体制の構築

当行は、本再編に関して楽天グループと当行の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本再編の是非や取引条件の妥当性についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、楽天グループから独立した立場で本再編について検討・交渉等を行うことができる体制を構築いたしました。具体的には、当行は、2026年2月9日に、親会社かつ支配株主である楽天グループからの本再編に係る検討の再開についての初期的提案書を受領したことを受けて、本再編に関する検討並びに楽天グループとの協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、現在楽天グループ各社の役職員を兼任しておらず、直近も楽天グループ各社に所属していなかった者を本再編に係る検討及び判断に関する関与メンバーとしております。なお、2025年3月まで楽天グループ株式会社の常務執行役員であった東林知隆氏は、当該関与メンバーには含めず、本再編に関する検討・交渉等に一切関与しないことと当初しておりましたが、みずほグループとの業務提携に係る各施策内容の検討及びこれに関するみずほグループとの協議を行うに際して、同氏が当行の代表取締役社長でありその関与の必要性が高いことを踏まえて、同氏はみずほグループとの業務提携に係る各施策内容の検討及びこれに関するみずほグループとの協議に限り、関与することとしています。

なお、本特別委員会は、当行の上記検討体制に独立性の観点から問題がないことを確認し、承認しております。

キ マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の要否

本再編において、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件（以下「MoM条件」）の設定は予定されております。MoM条件を設定した場合には、比較的少数の株式を保有する者によって本再編の実施を阻害することができることとなり、本再編の実施が不安定なものとなることで、かえって本再編を希望する少数株主の利益に資さない可能性があります。また、上記①から⑥までのとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、MoM条件が設定されていなくても、そのことにより本再編における手続の公正性が損なわれるものではないと考えております。

(3) 株式交付親会社の資本金及び準備金の額の相当性

本株式交付に際して増加すべき当行の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の2に定めるところに従って、当行が適当に定めます。かかる内容は、当行の資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

(4) 株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第213条の2第4号イ）

本株式交付子会社の最終事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）に係る計算書類等の内容については、法令及び当行定款第14条の規定に基づき、当行のウェブサイト（<https://www.rakuten-bank.co.jp/corp/investors/stock/meeting.html>）、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）及び株主総会ポータル（<https://www.soukai-portal.net/>）に掲載し、招集通知及び書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しております。

(5) 株式交付子会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第213条の2第4号ハ）

楽天カードは、2026年9月30日までに、保有する楽天ペイメント株式の全ての楽天グループへの譲渡（対価の額：1,000億円に楽天カードが保有する楽天ペイメントの議決権の割合を乗じた金額（剰余金の配当が実施された場合、これを1,000億円から控除した金額に楽天カードが保有する楽天ペイメントの議決権の割合を乗じた金額）及び楽天カード傘下の楽天カードパートナーズが保有する不動産事業の楽天グループ又はその子会社への移管を予定しております。楽天証券HDにつきましては、該当事項はございません。

(6) 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第213条の2第5号イ）

該当事項はございません。

第4号議案 定款一部変更の件

1 提案理由

第3号議案「株式交付計画承認の件」に記載のとおり、当行は、本株式交付により楽天グループ及びみずほ銀行に対して当行のA種種類株式を新たに発行することを予定しております。これに伴い、当行のA種種類株式の発行を可能とするために、A種種類株式に関する規定の新設等に係る定款変更を行う必要があります。

以上の理由から、A種種類株式に関する規定の新設等に係る定款変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。なお、本議案の決議の効力は、本株式交付の効力が生ずることを条件として、本株式交付の効力発生日に生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>6億3000万</u> 株とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数及び発行可能種株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>15億株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は12億株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は3億株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第7条 当会社の <u>普通株式の単元株式数は100株とし、A種種類株式の単元株式数は1株と</u> する。

現 行 定 款	変 更 案
第8条～第10条（条文省略） <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	第8条～第10条（現行どおり） 第2章の2 A種種類株式 <u>(議決権)</u> 第10条の2 A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。 <u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> 第10条の3 A種種類株主は、A種種類株式の取得後いつでも、法令の定める範囲内において、当会社に対し、その普通株式を引き換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。かかる請求があった場合、当会社は、取得するA種種類株式1株につき、普通株式1株をA種種類株主に交付する。 <u>(譲渡制限)</u> 第10条の4 A種種類株式の譲渡による取得については、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。 <u>(株式の分割又は併合及び株式無償割当て等)</u> 第10条の5 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに、それぞれ同時に同一の割合で行う。 2 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合かつ同一の条件で与える。

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第11条～第17条（条文省略） <u>（新設）</u> 第4章～第7章（条文省略）	3 <u>当会社は、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式の無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式の無償割当て又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合かつ同一の条件で行う。</u> 第3章 株主総会 第11条～第17条（現行どおり） <u>（種類株主総会）</u> 第17条の2 <u>第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> 2 <u>第11条第2項、第13条、第14条、第16条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 3 <u>第15条第1項の規定は、会社法324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u> 4 <u>当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議は要しない。ただし、会社法第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。</u> 5 <u>当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項及び、第239条第4項、第795条第4項及び第816条の3第3項に定める事項その他会社法において種類株主総会の決議事項として規定された一切の事項については、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> 第4章～第7章（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>附 則</u> <u>第 1 条</u> 第 6 条（発行可能株式総数）及び第 7 条（単元株式数）の変更、並びに、第 2 章の 2「A 種種類株式」及び第 17 条の 2（種類株主総会）の新設は、当会社を株式交付親会社、楽天カード株式会社及び楽天証券ホールディングス株式会社を株式交付子会社とする株式交付に係る、当会社の作成に係る 2026 年 5 月 20 日付株式交付計画に基づく株式交付の効力発生を条件として、当該株式交付の効力発生日にその効力を生じる。なお、本附則は、当該株式交付の効力発生日の経過後にこれを削除する。

以上

第27期 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月 31 日) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、楽天グループ株式会社が49.26%出資するインターネットを活用した銀行である当行を頂点として、連結子会社23社及び非連結子会社5社で構成される企業集団であり、日本においては、個人・法人（事業性個人を含む）に対して、台湾においては個人・法人に対して、多様なお客さまニーズに応える銀行サービス及びこれに付随する金融サービスを提供しています。

② 金融経済環境

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ情勢、中東情勢を背景とした地政学リスクや米国の通商政策の不透明感が高まる中、地域によってばらつきはあるものの、緩やかな持ち直しが続きました。米国では、関税引上げに伴う駆け込み需要の反動や先行きの不透明感がみられたものの、景気は緩やかな拡大が続き、ユーロ圏では、持ち直しの動きがみられました。一方、中国では、不動産市場の停滞による影響もあり、景気は緩やかな減速が続きました。

日本経済においては、一部に米国の通商政策による影響が残るものの、個人消費や設備投資は底堅く、景気は緩やかな回復基調を維持しました。一方、ウクライナ情勢、中東情勢を背景とした地政学リスクの高まりや金融資本市場の変動の影響等、先行きの不透明感が高まりました。

金融政策の動きとしては、米連邦準備制度理事会(FRB) は2025年9月、10月、12月の連邦公開市場委員会(FOMC)において政策金利を引き下げ、欧州中央銀行(ECB)は2025年6月の理事会において政策金利を引き下げました。一方、日本銀行は、2025年12月の金融政策決定会合において政策金利を引き上げました。

③ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

当行グループは、銀行サービスが社会のインフラであり、個人の生活や企業活動のデジタルシフトを背景にデジタル銀行サービスのニーズが高まっていることを踏まえ、当連結会計年度においても、利便性に優れた安定的な決済インフラの運営、セキュリティの更なる強化、内部管理態勢の整備を推進しました。お客さまに当行口座を生活口座としてより

便利にご利用いただくことができるように兵庫県神戸市、東京都狛江市、福岡県北九州市、千葉県千葉市、千葉県船橋市、茨城県つくば市、福岡県春日市の公金並びに神奈川県川崎市、福岡県北九州市、兵庫県神戸市、東京都、福岡県福岡市の上下水道料金、東北電力株式会社の口座振替サービスの取扱を開始しました。

併せて、商品性の拡充や資金運用の拡大等を通じて事業規模の拡大と収益性の向上にさらに注力しました。当連結会計年度においては、2025年5月より「楽天銀行リバースモーゲージ(極度型)」の取扱を、2025年6月より「楽天銀行 証券担保ローン」の取扱をそれぞれ開始し、「楽天銀行 証券担保ローン」については、サービス開始から約4ヶ月後の2025年10月に残高が100億円を突破しました。また、2025年7月より、個人のお客さまを対象とした金利優遇プログラム(「ボーナス金利」)を拡充し、給与・賞与・年金のお受取やデビットカードのご利用、口座振替等のご利用状況に応じて普通預金金利を上乗せすることとしたほか、2025年12月には、口座開設やサービスご利用のより一層の促進を図るため、当行として特典進呈額が過去最大となるキャンペーン「過去最強の特典祭」を開催しました。加えて、2025年12月より、スマートフォンを使ってATMでの入出金にご利用いただける「スマホATM」サービスの取扱いを開始しました。また、当行と楽天証券双方をご利用のお客さまに対し、お持ちの資産をこれまで以上に効率よく運用いただく機会を提供するべく、2026年1月より、両社の口座連携サービス「マネーブリッジ」登録者の普通預金について、最大優遇金利の適用残高を300万円から1,000万円に引き上げました。さらに、2026年1月より、楽天モバイル株式会社と銀行代理業務に関する提携を開始し、2026年2月より、当行口座をお持ちの楽天モバイルご契約者を対象に、所定の条件を満たした場合に普通預金金利を上乗せする「楽天モバイル×楽天銀行 ボーナス金利」サービスの提供を開始しました(優遇金利の適用開始：2026年4月)。

これらの取組の結果、2026年3月末時点で口座数が1,807万口座、単体預金残高が12,964,475百万円となり、事業規模の大幅な拡大を実現しました。

(事業の成果)

当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度末における資産の部は、貸出金が、投資用マンションローン、提携ローン、カードローン等の増加により、前連結会計年度末比898,939百万円増の5,943,070百万円、買入金銭債権が、楽天カード株式会社のクレジットカード債権の証券化資産残高等の増加により、前連結会計年度末比279,246百万円増の3,198,668百万円となりました。有価証券は、政府保証債、事業債、外国債券等の購入により、前連結会計年度末比533,396百万円増の2,324,804百万円、現金預け金は、前連結会計年度末比102,300百

万円減の4,139,558百万円となりました。この結果、資産の部の合計額は、前連結会計年度末比1,843,500百万円増の16,592,139百万円となりました。

負債の部は、普通預金が、口座数の伸長、及び生活口座化の進展等により、前連結会計年度末比574,729百万円増の10,770,261百万円、定期預金が前連結会計年度末比1,016,571百万円増の2,179,519百万円となりました。また、借入金は、日本銀行の貸出増加を支援するための資金供給、気候変動対応を支援するための資金供給を活用しているものですが、前連結会計年度末比62,700百万円増の2,812,500百万円となりました。負債の部の合計額は、前連結会計年度末比1,773,087百万円増の16,202,609百万円となりました。

純資産の部は、資本金が前連結会計年度末比27百万円増の32,643百万円、資本剰余金が前連結会計年度末比27百万円増の10,570百万円となり、利益剰余金が親会社株主に帰属する当期純利益の計上により前連結会計年度末比73,072百万円増の345,004百万円となりました。純資産の部の合計額は、前連結会計年度末比70,412百万円増の389,529百万円となりました。

当連結会計年度の連結経常収益は、前連結会計年度比71,045百万円増の255,579百万円となりました。経常収益の内訳を見ると、資金運用収益が、運用資産の増加、及び日銀による政策金利の引き上げに伴う運用利回りの上昇等により、前連結会計年度比69,459百万円増の197,643百万円となりました。役務取引等収益は、口座数の増加、及び生活口座化の進展による受取為替手数料、口座振替手数料、カード関連受取手数料等の増加により、前連結会計年度比3,110百万円増の49,455百万円となりました。その他業務収益は、外貨預金、新型定期預金（仕組預金）に係る収益等が減少し、前連結会計年度比1,771百万円減の5,733百万円となりました。また、台湾の樂天國際商業銀行股份有限公司では、前連結会計年度比1,409百万円増の5,423百万円の経常収益を計上しました。

一方、連結経常費用は、前連結会計年度比39,478百万円増の152,488百万円となりました。経常費用の中では、資金調達費用が、預金残高の伸長、及び2025年3月、2026年2月に実施した当行普通預金金利の引き上げによる預金利率の上昇等により、前連結会計年度比28,040百万円増の55,169百万円となりました。役務取引等費用は、保証付きカードローンの支払保証料が減少し、前連結会計年度比85百万円減の33,767百万円となりました。また、営業経費は、人件費、ソフトウェア償却費、業務委託費、及び広告宣伝費等の増加により、前連結会計年度比10,585百万円増の56,934百万円となりました。樂天國際商業銀行股份有限公司では、前連結会計年度比1,158百万円増の8,393百万円の経常費用を計上しました。

これらの結果、連結経常利益は、前連結会計年度比31,566百万円増の103,091百万

円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比22,292百万円増の73,072百万円となりました。

連結自己資本比率（国内基準）については、自己資本額が376,273百万円、リスク・アセット等の額の合計額が3,503,366百万円となったことから、10.74%となりました。

④ 対処すべき課題

イ. 生活口座化の推進

当行グループの収益力を向上し、成長を加速するためには、口座数を増やすことは重要ですが、それにとどまらず、個人顧客が生活の中で生じる様々な金融サービスへのニーズを満たすために当行口座を利用するように誘導し、決済資金を当行口座に滞留させ、顧客あたりの取引件数、収益額を向上させることが重要です。そのため、当行グループは、楽天グループの顧客基盤等を活用して新規口座を獲得した後、顧客の給与振込及び口座振替を獲得して預金・為替の拡大を図り、続いて顧客の嗜好に合わせた他のサービスをクロスセルすることにより、顧客口座の生活口座化を推進しています。生活口座化の推進にあたっては、店舗を持たないインターネット銀行のコスト競争力に加え、当行グループのシステムの柔軟性・コスト競争力を活かし、顧客に便利でお得なサービスを提供することが肝要です。当行グループは、便利でお得なサービスの開発により一層注力して、顧客口座の生活口座化を加速し、顧客基盤の拡充を図ってまいります。

ロ. 資産運用の多様化による収益基盤の強化

日本銀行は、2024年3月の金融政策決定会合におけるマイナス金利政策の解除後、段階的に政策金利を引き上げ、2025年12月には0.75%程度で推移するよう促すことを決定しました。当行は、現在、住宅ローン、カードローン、教育ローン、オートローン、不動産担保ローン、リバースモーゲージ、証券担保ローン等のローンを個人顧客向けに提供していますが、斯かる環境の変化のもと、ローン商品をさらに多様化し、顧客の生活シーンで必要になる様々な資金需要に漏れなく応えることにより、更なる利息収益の拡大を図ることができると考えています。また、法人顧客に対する営業体制の質的・量的強化による法人融資の増加、企業の保有する金銭債権、不動産等の証券化をアレンジすることによる証券化資産への投資の増加等も、利息収益の上積みにも寄与するものと考えています。当行グループは、上記の施策をスピード感をもって実行し、運用資産を多様化・増加することにより、利息収益の拡大を実現していきたいと考えています。

また、当行の運用資産の多くは短期の市場金利の上昇にスライドして利回りが上昇す

るため、預金金利の上昇を適切にコントロールすることにより、運用利鞘を拡大することが可能であると考えています。

なお、日本銀行は、先述のマイナス金利政策の解除と同タイミングで、長期金利操作（イールドカーブ・コントロール）を撤廃しました。これにより、長期金利が漸進的に上昇しているため、今後、中長期金利に連動する運用資産を取得することによる収益獲得の機会が増加する一方、既に当行が保有している有価証券に含み損が生じる、又は含み損が拡大する可能性があります。

ハ．システムのキャパシティ及びセキュリティの確保

当行グループは、2026年3月末現在、インターネット銀行で最大の口座数、最大の預金量を有しており、現時点において、全ての顧客にサービスを提供するために十分なシステムのキャパシティを確保しています。また、犯罪、不正取引の手口分析等により将来の犯罪、不正取引の傾向を予測し、先手を打った対策により業界最高レベルのセキュリティを顧客に提供していると自負しています。しかし、顧客数は今後も増加することが見込まれるため、システムのキャパシティは、顧客の取引動向も踏まえて計画的に拡充していくことが必要です。また、セキュリティについても、犯罪、不正取引の手口が時間の経過とともに変化するため、当行グループが適時に適切にセキュリティを改善し続けなければ、顧客をリスクに晒す結果になることも否定できません。当行としては、システムのキャパシティの拡充、セキュリティの確保に十分な経営資源を継続的に投下し、全行的な推進体制を構築することにより、常に十分なシステムのキャパシティを確保し、業界最高レベルのセキュリティを提供し続けることを目指します。

二．コーポレート・ガバナンスの一層の充実

いかなる企業においても、コーポレート・ガバナンスの強化は、最重要経営課題の1つであり、当行グループにおいても、常にコーポレート・ガバナンスの充実に取り組む必要があります。特に、当行グループは、銀行業を営んでいるため、高いコーポレート・ガバナンスが求められます。当行グループは、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる業務運営体制、経営執行の公正性及び透明性を確保する経営監視機能の強化に努め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。また、当行グループは、今後も業容を拡大する見込みであるため、業容に応じたリスク管理態勢、コンプライアンス態勢の構築が不可欠です。リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の継続的な向上を当行の最優先経営課題として位置づけ、全役職員が自らのこととして取り組むことにより、役職員一人ひとりが銀行としての公共的使命を自覚し、行動する企業風土

の更なるレベルアップを図ってまいります。

ホ. 自己資本の一層の充実

当行は、中長期ビジョンを達成するための“第二の成長ステージ”としての成長戦略の1つとして、個人・法人顧客数の拡大による貸出利息収益の増加や運用資産の拡充を掲げています。今後とも顧客基盤を拡充して事業拡大を図り、当行の優位性をより確固たるものにするためには、運用資産の更なる多様化、運用資産の積み上げの加速が不可欠であり、そのためには自己資本の継続的な充実が必要であると考えています。当行の2026年3月末時点における「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に定められた算式に基づき算出された連結自己資本比率は10.74%となっており、短期的に自己資本の充実に取り組まなければならない状況ではなく、自己資本の充実は現時点で優先的に対処すべき課題ではありませんが、今後の中長期的な運用資産の積み上げを展望すると、每期、確実に利益を蓄積して自己資本の一層の充実を図ることが必要であると考えています。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	120,445	137,950	184,534	255,579
経常利益	38,746	48,367	71,524	103,091
親会社株主に帰属する当期純利益	27,692	34,436	50,779	73,072
包括利益	23,776	34,534	39,164	70,015
純資産額	231,684	279,587	319,117	389,529
総資産	11,589,508	13,480,473	14,748,639	16,592,139

② 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預金	9,129,876	10,540,202	11,476,322	12,964,475
定期性預金	748,343	814,596	1,072,777	2,063,318
その他	8,381,533	9,725,606	10,403,545	10,901,157
貸出金	3,769,085	4,029,319	4,954,630	5,819,706
個人向け	1,741,918	1,975,313	2,059,817	2,263,828
中小企業向け	18,407	18,298	17,400	36,506
その他	2,008,759	2,035,707	2,877,413	3,519,371
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	980,859	1,286,431	1,981,678	2,345,585
国債	640,310	644,596	732,317	727,227
その他	340,549	641,834	1,249,360	1,618,357
総資産	11,694,235	13,527,690	14,705,832	16,438,819
内国為替取扱高	96,661,568	108,466,003	126,758,721	135,286,725
外国為替取扱高	630,046	794,918	1,023,956	1,085,329
経常利益	40,581	50,038	72,514	104,317
当期純利益	28,073	34,688	50,548	73,016
1株当たり当期純利益	170円69銭	199円87銭	289円70銭	418円44銭

(注) 当行は、2022年9月27日を効力発生日として、普通株式1株を70株に分割しました。「1株当たり当期純利益」については、2022年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀 行 業 (国内)	銀 行 業 (海外)	その他の事業
使 用 人 数	987人	172人	27人

(注) 使用人数は正社員、嘱託、契約社員及び出向者の人数を記載しており、当行から他社への出向者は除いています。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行業

当行の主要な営業所及び営業所数

国内：本店 他 2 店

海外：樂天國際商業銀行股份有限公司（台湾）

② その他の事業

国内：樂天信託株式会社 本社

海外：該当事項はありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山	金融商品取引業
楽天生命保険株式会社	東京都港区港南2-16-5 NBF品川タワー	生命保険業
楽天損害保険株式会社	東京都港区港南2-16-5 NBF品川タワー	損害保険業
楽天カード株式会社	東京都港区南青山2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山	クレジットカード事業
楽天モバイル株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1	通信業
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3-98	銀行業
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3-1-1	銀行業
株式会社And Doホールディングス	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル 手洗水町670	不動産業
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	生命保険業
株式会社ビューカード	東京都品川区大崎1-5-1	クレジットカード事業

- ④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	設備投資の総額
銀行業	18,893
その他の事業	—
合計	18,893

- ② 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	親 会 社 が 有 す る 当 行 の 議 決 権 比 率	その他
楽天グループ株式会社	東京都 世田谷区	電子商取引事業、 旅行代理店業	461,065百万円	49.27%	(注) 1、2

- (注) 1. 当行は、楽天グループ株式会社との間で、両社の基本的な関係を定めることを目的とする経営基本契約を締結しています。当該契約においては、当行が銀行として公益の観点から求められる経営の独立性及び上場子会社として求められる独立性を楽天グループ株式会社が尊重する旨を規定しています。また、楽天グループ株式会社は、当行が楽天グループ以外からの取締役の登用を積極的に行う等、ガバナンスに対する適切なチェックが働く体制とすることを尊重するとともに、従業員に対する当行の人事権を尊重する旨を規定しています。なお、当該契約において楽天グループ株式会社に対する事前承認、事前協議事項は規定しておらず、当行から楽天グループ株式会社に対する報告については、当該契約に基づき必要かつ法令等に抵触しない範囲で行っています。また、当該契約において、楽天グループ株式会社は、当行の業況が悪化した場合には当行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じ、楽天グループ株式会社の業況が悪化した場合には、同社が当行に対して資本出資、融資等の支援を要請しない旨を規定しています。
2. 当行は、「楽天」のブランドを表章するロゴやドメイン等を使用するために、楽天グループ株式会社との間で非独占的ブランドライセンス契約を締結しています。当該契約に基づき当行が楽天グループ株式会社に支払うブランドライセンス料は、当行グループの売上総利益の一定割合によっており、その料率は楽天グループ株式会社と協議の上、合理的に決定しています。

② 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当 行 が 有 す る 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	その他
楽天信託株式会社	東京都 港区	信託業務	259百万円	100.00%	—
楽天国際商業銀行 股份有限公司	台湾 台北市	銀行業務	100億台湾ドル	50.00%	—

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
東 林 知 隆	代表取締役社長最高執行役員	楽天信託株式会社 取締役 楽天国際商業銀行股份有限公司 董事 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会 理事	—
三木谷 浩 史	取締役会長	楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 最高執行役員 合同会社クリムゾングループ 代表社員 楽天ヴィッセル神戸株式会社 代表取締役会長 一般社団法人新経済連盟 代表理事 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団 理事長 株式会社楽天野球団 代表取締役会長兼オーナー 楽天グループ株式会社 グループカンパニーディビジョングループプレジデント 楽天メディカル株式会社 代表取締役会長 楽天カード株式会社 取締役会長 楽天モバイル株式会社 代表取締役会長 楽天ペイメント株式会社 取締役会長 楽天インシュアランスホールディングス株式会社 取締役会長 楽天証券ホールディングス株式会社 取締役会長 楽天シンフォニー株式会社 代表取締役会長兼CEO Rakuten Medical, Inc. Vice Chairman of the Board and CEO	—
海老沼 英 次	取締役（社外役員）	オザックス株式会社 社外取締役 ルネス総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社山金 社外監査役	—
長 門 正 貢	取締役（社外役員）	マッキンゼー・アンド・カンパニー シニアアドバイザー Insight Partners シニア・アドバイザー 一般社団法人日本工業倶楽部 理事	—
川 村 佳世子	取締役（社外役員）	三菱HCキャピタル株式会社 社外取締役	—
鹿 戸 丈 夫	常勤監査役	—	—
山 田 眞之助	監査役（社外役員）	公認会計士山田眞之助事務所 所長 学校法人東邦大学 監事 社会福祉法人こどもの国協会 監事 三丸興業株式会社 社外監査役 横浜植木株式会社 社外監査役 株式会社T&Dホールディングス 取締役（監査等委員） 学校法人森村学園 監事	(注) 2

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
柴 野 忠 道	監査役（社外役員）	株式会社LOIVE 常勤監査役	—
三 村 亨	監査役（社外役員）	芝綜合法律事務所 オブ・カウンセ ルサンワード証券株式会社 監査役（非常勤）	—

- (注) 1. 当行は、取締役海老沼英次氏、長門正貢氏及び川村佳世子氏並びに監査役山田眞之助氏、柴野忠道氏及び三村亨氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 監査役山田眞之助氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

当事業年度中に退任した会社役員

氏 名	地位及び担当	そ の 他
永 井 啓 之	代表取締役社長最高執行役員	2025年6月25日 退任
茅 野 倫 生	取締役（社外役員）	2025年6月25日 退任

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬 (ストック・オプション)	
取 締 役 (うち社外取締役)	167 (36)	96 (36)	70 (－)	－ (－)	6 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	29 (14)	29 (14)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
計	196	126	70	－	10

- (注) 1. 取締役報酬限度額は、2006年6月9日開催の第7期定時株主総会決議において、月額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）です。また、別枠で、2024年6月27日開催の第25期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額等を年額200百万円以内とするとともに、退職時報酬型ストック・オプションとしての新株予約権（各事業年度2,000個を上限）を取締役（社外取締役を除く）に付与することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は2名です。
2. 監査役報酬限度額は、2000年1月14日開催の創立総会決議において、月額40百万円以内と決議いただいています。当該総会終結時点の監査役の員数は1名（うち、社外監査役は0名）です。

3. 当事業年度末日現在の人員は取締役5名、監査役4名です。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役1名が存在しており、また、2025年6月25日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいることによるものです。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、2022年9月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ 基本方針

当行は、銀行としての社会的責任と公共的役割を自覚し、高い自己規律に基づく健全かつ効率的な業務運営を心がけることにより、社会からの揺るぎない信頼と存在価値の確立に努めるという当行の経営理念に沿って役員報酬制度を設計します。

報酬水準については、経済及び社会の情勢、業界動向、当行の経営環境及び業績の状況等を踏まえ、取締役がその役割を最大限発揮するためのインセンティブとして、またその責任や成果に対する対価として適切なものとなるよう決定します。

ロ 報酬構成

業務執行取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）、変動報酬（業績連動報酬、非金銭報酬（ストック・オプション））の構成とし、経営目標の達成による持続的な成長及び中長期的な企業価値向上のため、変動報酬（業績連動報酬、非金銭報酬（ストック・オプション））の占める割合を高めた報酬体系とします。

非業務執行取締役の報酬は、客観的かつ独立した立場から当行の経営を監督するという役割を勘案し、固定報酬とします。

それぞれの決定方針は以下のとおりです。

（イ）固定報酬

業務執行取締役の固定報酬部分は、役員としての職務内容・人物評価・在任年数、過去における当行の業績及び企業価値の向上への貢献等を総合的に考慮して決定します。

非業務執行取締役の固定報酬は、各役員の人物評価、知識、経験、当行経営に対する貢献への期待等を勘案して決定します。

(ロ) 変動報酬

業務執行取締役の変動報酬部分は、当該期の当行の業績、当行業績・企業価値向上に向けた取組への貢献等を勘案して決定します。

ハ 報酬決定プロセス

各取締役の具体的な報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長にその決定を委任します。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

代表取締役社長である東林 知隆が、取締役会よりその具体的内容について委任を受けた上で、各取締役の報酬を決定しています。

委任を行った理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、各取締役の報酬案は、上記②の方針の趣旨を踏まえて、社外取締役全員で検討を行った上で株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において報酬案を決定しており、代表取締役社長は、当該報酬案を最大限尊重して、各取締役の報酬を決定しています。

(3) 責任限定契約

当行は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができること、並びに当該契約に基づく責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とすることを定めており、三木谷浩史氏、海老沼英次氏、長門正貢氏、川村佳世子氏、鹿戸丈夫氏、山田眞之助氏、柴野忠道氏及び三村亨氏との間で当該契約を締結しています。

(4) 補償契約

① 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要
東 林 知 隆	役員等が責任追及等の対応に要した防御費用（弁護士費用等）や、第三者に対する損害賠償により生じた損失（損害賠償金）の補償（和解の際の和解金を含む）を会社が補償するもの
三木谷 浩 史	同上
海老沼 英 次	同上
長 門 正 貢	同上
川 村 佳世子	同上
鹿 戸 丈 夫	同上
山 田 眞之助	同上
柴 野 忠 道	同上
三 村 亨	同上

② 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容は次のとおりです。

①被保険者の範囲

当行及びその全ての保険期間の開始日以前における当行の会社法(日本)上の子会社の取締役及び監査役全員

②被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は当行が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

③補填対象となる保険事故の概要

役員個人が職務執行に起因して損害賠償金・和解金等を負担することになった場合やその争訟費用を負担した場合に、一定の範囲で保険金が支払われるものです。

④役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

犯罪行為や法令違反を認識して行った行為に起因する損害には保険金は支払われません。また支払額に一定の限度を設けています。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
海老沼 英 次	オザックス株式会社 社外取締役 ルネス総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社山金 社外監査役
長 門 正 貢	マッキンゼー・アンド・カンパニー シニアアドバイザー Insight Partners シニア・アドバイザー 一般社団法人 日本工業倶楽部 理事
川 村 佳世子	三菱HCキャピタル株式会社 社外取締役
山 田 眞之助	公認会計士山田眞之助事務所 所長 学校法人東邦大学 監事 社会福祉法人こどもの国協会 監事 三丸興業株式会社 社外監査役 横浜植木株式会社 社外監査役 株式会社T&Dホールディングス 取締役（監査等委員） 学校法人森村学園 監事
柴 野 忠 道	株式会社LOIVE 常勤監査役
三 村 亨	芝綜合法律事務所 オブ・カウンセラー サンワード証券株式会社 監査役（非常勤）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会 への出席状況	取締役会及び監査役会における 発言その他の活動状況
海老沼 英 次	9年9ヶ月	当年度開催の 取締役会18回のうち出席18回	取締役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見をいただいています。
長 門 正 貢	3年9ヶ月	当年度開催の 取締役会18回のうち出席18回	取締役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見をいただいています。
川 村 佳世子	9ヶ月	社外取締役就任後開催の 取締役会14回のうち出席14回	取締役会において、ITに関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見をいただいています。
山 田 眞之助	4年3ヶ月	当年度開催の 取締役会18回のうち出席18回 監査役会17回のうち出席17回	取締役会及び監査役会において、財務及び会計に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見をいただいています。
柴 野 忠 道	4年3ヶ月	当年度開催の 取締役会18回のうち出席18回 監査役会17回のうち出席17回	取締役会及び監査役会において、企業監査に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見をいただいています。
三 村 亨	2年9ヶ月	当年度開催の 取締役会18回のうち出席18回 監査役会17回のうち出席17回	取締役会及び監査役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見をいただいています。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等 からの報酬等
報酬等の合計	7人	50	—

(注) 当事業年度末日現在の社外役員は6名ですが、上記の「支給人数」には、2025年6月25日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員1名を含んでいます。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	630,000千株
発行済株式の総数	普通株式	174,499千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	31,278名
------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資の状況	
	持株数等 (千株)	持株比率 (%)
楽天グループ株式会社	85,962	49.26
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	12,862	7.37
JP MORGAN CHASE BANK 380634	4,716	2.70
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,013	2.30
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513	3,723	2.13
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	2,868	1.64
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	2,678	1.53
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,346	1.34
GOVERNMENT OF NORWAY	2,334	1.33
JP MORGAN CHASE BANK 385642	2,189	1.25

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

2025年5月21日開催の取締役会決議による新株予約権（在任型）

新株予約権の払込 金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。 なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	本新株予約権1個あたり1円とする。
新株予約権の行使 期間	本新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。 ただし、行使期間の初日又は最終日が当行の休業日に当たる場合は、その翌営業日が行使期間の初日となり、その前営業日が行使期間の最終日となるものとする。
新株予約権の行使 の条件等	(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当行の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当行所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 (2) 本新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 (3) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。 (4) 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

	i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができない。 ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに本新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した本新株予約権を合算して、割り当てられた本新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに本新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した本新株予約権を合算して、割り当てられた本新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができる。 (5) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当行が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
--	---

	i) 現金による受領 ii) 新株予約権者が保有する株式による充当 iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除 iv) その他当行が定める方法 (6) その他詳細・条件は、当行取締役会において決定するものとする。		
当行使用人等への 交付状況		新株予約権の数	目的となる株式 の種類及び数
	当行執行役員 及び当行子会 社取締役	11個	普通株式 1,100株
			新株予約権等を交付 した者の人数
			8名

2025年5月21日開催の取締役会決議による新株予約権（退職型）

新株予約権の払込 金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。 なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	本新株予約権1個あたり1円とする。
新株予約権の行使 期間	発行日から40年後の応当日までとする。 ただし、行使期間の初日又は最終日が当行の休業日に当たる場合は、その翌営業日が行使期間の初日となり、その前営業日が行使期間の最終日となるものとする。
新株予約権の行使 の条件等	(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当行、当行子会社及び当行関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。 (2) 本新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

	(3) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。 (4) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当行が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。 i) 現金による受領 ii) 新株予約権者が保有する株式による充当 iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除 iv) その他当行が定める方法 (5)その他詳細・条件は、当行取締役会において決定するものとする。			
当行使用人等への 交付状況		新株予約権の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権等を交付 した者の人数
	当行執行役員 及び当行子会 社取締役	124個	普通株式 12,400株	退職型15名

2025年7月28日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込 金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。 なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	本新株予約権1個あたり1円とする。
新株予約権の行使 期間	本新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。 ただし、行使期間の初日又は最終日が当行の休業日に当たる場合は、その翌営業日が行使期間の初日となり、その前営業日が行使期間の最終日となるものとする。

新株予約権の行使 の条件等	(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当行の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当行所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 (2) 本新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 (3) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。 (4) 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。 i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができない。 ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに本新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した本新株予約権を合算して、割り当てられた本新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
--------------------------	--

	iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに本新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した本新株予約権を合算して、割り当てられた本新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができる。 (5) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当行が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。 i) 現金による受領 ii) 新株予約権者が保有する株式による充当 iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除 iv) その他当行が定める方法 (6) その他詳細・条件は、当行取締役会において決定するものとする。								
当行使用人等への 交付状況	<table><tr><td></td><td>新株予約権の数</td><td>目的となる株式 の種類及び数</td><td>新株予約権等を交付 した者の人数</td></tr><tr><td>当行使用人</td><td>219個</td><td>普通株式 21,900株</td><td>218名</td></tr></table>		新株予約権の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権等を交付 した者の人数	当行使用人	219個	普通株式 21,900株	218名
	新株予約権の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権等を交付 した者の人数						
当行使用人	219個	普通株式 21,900株	218名						

2026年1月26日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込 金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。 なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。
----------------	---

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本新株予約権1個あたり1円とする。
新株予約権の行使期間	本新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。 ただし、行使期間の初日又は最終日が当行の休業日に当たる場合は、その翌営業日が行使期間の初日となり、その前営業日が行使期間の最終日となるものとする。
新株予約権の行使の条件等	(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当行の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当行所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 (2) 本新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 (3) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。 (4) 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。 i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができない。 ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

新株予約権の行使 の条件等	iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに本新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した本新株予約権を合算して、割り当てられた本新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに本新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した本新株予約権を合算して、割り当てられた本新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができる。 (5) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当行が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。 i) 現金による受領 ii) 新株予約権者が保有する株式による充当 iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除 iv) その他当行が定める方法 (6) その他詳細・条件は、当行取締役会において決定するものとする。
--------------------------	---

当行使用人等への 交付状況		新株予約権の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権等を交付 した者の人数
	当行使用人	318個	普通株式 31,800株	315名

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員業務執行社員 加藤 信彦 指定有限責任社員業務執行社員 熊谷 充孝	71百万円	(注) 2、3

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由
当行監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、これらについて相当であると判断したため、会計監査人の報酬額について同意しています。
3. 当行における公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、「E S Gデータブック」に記載する当行及び当行の主要子会社の環境パフォーマンス情報に関連する業務等です。
4. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、75百万円です。
5. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
6. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでいません。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

①会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提案する議案の内容を決定いたします。

②子会社の監査の状況

当行の重要な子会社及び子法人等のうち、楽天国際商業銀行股份有限公司は、当行の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において「内部統制システムに関する体制及び運用に係る基本方針」を決議しています。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当行は、当行の「経営理念・経営方針」に則り、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

取締役会は、取締役会において決議した「コンプライアンス規程」及び「倫理規程」に基づき、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを整備するとともに、年度初にコンプライアンスを実現させるための具体的実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定しています。また、コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの進捗状況のフォローアップを実施しています。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、一切の関係を遮断しています。

取締役及び使用人の職務執行については、監査役及び代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室による定常的な監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会等によりコンプライアンスに対する取組を進め、適正な職務執行を徹底しています。

また、社外取締役及び監査役による取締役の職務執行に対する監督を徹底しています。

さらに、コンプライアンスに関する統括部署は、全ての役員・使用人に対して当行並びに楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、不正行為の早期発見及び不祥事件等の未然の防止を図るため、コンプライアンス・ホットラインを設置し公益通報者保護法に基づいた措置等の適切な運用を推進するものとしています。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

当行における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内規程に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

会社の重要な情報の適時開示については、取締役会において決議した「会社情報開示規程」に基づき、各部署は、銀行法、会社法、金融商品取引法等の諸法令及び社内規程を遵守し、開示の基本原則に従って会社情報の開示がなされるよう努めるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴い生じる各種リスクについては、社内規程、細則等に基づきそれぞれの担当部署で適切に対処します。

情報管理に伴うリスクについては、情報セキュリティ・リスク管理を掌る部署を中心に、リスク管理を徹底し、当該リスクの極小化を図ります。また、緊急報告体制の強化により各種リスク情報の迅速な集約を推進するものとします。

事業に伴うリスクについては、一定額以上の案件につき取締役会の決議を必要とすることによって、取締役の職務執行を適切に監督するとともに、経営会議、案件委員会、リスク管理委員会等における事業遂行に係るリスクに関する報告を徹底することにより、リスク情報の集約及びリスク管理の徹底を行います。

また、著しい損害を及ぼす事態が現に発生した場合を想定し、損害を最小限にとどめるために必要な対応計画を整備・運用し、事業の継続に関する方針を定め、常に見直すこととします。

内部監査については、取締役会において決議した「内部監査規程」に基づき、内部監査室は当行の業務運営全般における内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性や有効性の検証を行います。その結果のうち重要と判断される事項については取締役会及び監査役会に報告するものとします。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

取締役の職務執行に関しては、「取締役規程」、「組織管理規程」、「分掌権限規程」等の社内規程により職務権限及び責任範囲を適切に定め、適切かつ効率的な意思決定体制を構築します。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図っています。

業務執行に関する重要な事項については経営会議で事前審議を行うことにより、取締役会における審議の効率性を確保しています。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された役員等がその担当業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進しています。

取締役会は、取締役会において決議した「経営計画管理規程」に基づき、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、職務の執行の状況を定期的に検証します。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、適切な会計処理及び適時の開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠しその有効性を評価してまいります。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会において決議した「取締役会規程」、「楽天グループにおける銀行の健全性確保に関する規程」及び「子会社・関連会社管理規程」に基づき、グループ会社管理を掌る部室及び事業所管部室は子会社及び関連会社の経営管理及び事業管理を実施します。

また、取締役会において決議した「特定関係者・関連当事者との取引規程」に基づき、グループ各社との取引において相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズ・レングス・ルールを遵守します。

さらに、取締役会において決議した「内部監査規程」に基づき、内部監査室は当行及び当行子会社を対象として内部監査を行い、検証結果のうち重要と判断される事項については取締役会及び監査役会に報告するものとします。

(7) 楽天グループ株式会社との適切な関係を確保するための体制

楽天グループ株式会社との間で「経営基本契約」を締結し、楽天グループ株式会社は当行が銀行として公益の観点から求められる経営の独立性及び上場子会社として求められる独立性を尊重することとしています。また、楽天グループ以外からの取締役の登用を積極的に行う等、ガバナンスに対する適切なチェックが働く体制とすることを尊重するとともに、従業員に対する当行の人事権を尊重するものとしています。なお、同契約において楽天グループ株式会社に対する事前承認、事前協議事項は規定しておらず、報告については同契約に基づき必要かつ法令等に抵触しない範囲で行ってまいります。

楽天グループ株式会社からのグループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件及び原則として分掌権限表に規定された社長権限以上の楽天グループとの取引及び行為については、予め当行の業務の健全かつ適切な運営及び少数株主保護の観点から支障がないかを特別監視委員会に諮問します。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会のもとに監査役会事務局を設置し、監査役会事務局に所属する使用人の業務執行については、取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人は監査役の指示に従わなければならないものとします。また、当該使用人の独立性に関する事項は監査役会の同意を必要とするものとします。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらに相当する者及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。なお、当行及び当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合には、直ちに当該事実を監査役へ報告するものとします。

また、取締役会において決議した「コンプライアンス規程」に基づき、報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを受けることはないものとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査業務の実効性を確保するため、必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査室等から報告を求めることができます。

また、監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他の重要な委員会等に参加できるものとします。なお、取締役及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に対し協力する他、「監査役会規程」、「監査役会監査細則」及び「内部統制システムに係る監査細則」を尊重するものとします。

監査役がその職務の執行について生じる必要な費用について当行に請求を行った場合には、当行はその費用を負担するものとします。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記8.「業務の適正を確保する体制」に基づく、当行の内部統制システムの当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

2025年4月28日に当連結会計年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、その後コンプライアンス・プログラムの進捗状況について2025年7月、10月、2026年1月の四半期毎にレビューを行い、取締役会へ報告しました。また、当連結会計年度においてコンプライアンス委員会を16回開催し、コンプライアンスへの取組を進めています。

内部監査については、業務別監査1件、テーマ別監査11件、システム監査2件、内部管理態勢監査18件、外部委託先立入監査2件、合計34件の監査を実施しています。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

「文書管理規程」、「稟議規程」に基づく保存管理及び「会社情報開示規程」に基づく必要な開示を実施しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各種リスクについては、毎月リスク管理委員会で報告が行われており、当連結会計年度においてリスク管理委員会を13回開催いたしました。また、一定額以上の案件につき取締役会にて決議するとともに、必要な事案について経営会議、案件委員会、リスク管理委員会等において事業遂行に係るリスクに関する報告を行っています。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

当連結会計年度において取締役会を18回開催しました。

また、「取締役規程」、「組織管理規程」、「分掌権限規程」等の社内規程により職務権限及び責任範囲を定めていますが、適切で効率的な職務執行体制確保のため、当連結会計年度におきましては、9回の「分掌権限規程」の見直しを実施しています。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、適切な会計処理及び適時の開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠しその有効性を評価いたしました。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「取締役会規程」、「楽天グループにおける銀行の健全性確保に関する規程」、「子会社・関連会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社の経営管理及び事業管理を実施しています。なお、子会社の楽天信託株式会社につきましては、当行より5名の取締役及び1名の監査役を派遣しています。

また、内部監査室は楽天信託株式会社及び楽天国際商業銀行股份有限公司の内部監査部門からの報告を受け、必要に応じて当行子会社の内部監査を行っています。

(7) 楽天グループ株式会社との適切な関係を確保するための体制

当連結会計年度において特別監視委員会を13回開催いたしました。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務遂行を補助するために、2026年3月末現在、監査役会のもとに3名の使用人からなる監査役会事務局を設置しています。当該使用人は取締役の指揮命令を受けず、また当該使用人の独立性に関する事項は監査役会の同意事項となっています。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は必要に応じて必要な報告及び情報提供を受けています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会に出席する他、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、案件委員会、運用委員会等の会議に出席いたしました。また監査役の職務執行について生じる必要な費用については当行が費用を負担しています。

10. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

11. 親会社等との取引に関する事項

上記8.「業務の適正を確保する体制」(7)に記載のとおり、当行は、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役をいいます。）から構成される「特別監視委員会」を設置し、楽天グループ(株)からのグループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件及び楽天グループ(株)との経営基本契約の締結や非独占的ブランドライセンス契約の締結をはじめとする楽天グループとの取引及び行為の実行に際して、アームズ・レングス・ルールや利益相反取引等について、銀行の業務の健全かつ適切な運営確保の観点から妥当性を検証するとともに、少数株主保護の観点から必要性及び妥当性を検証することとし、同委員会に事前に諮問又は事後に報告をしなければならないこととしています。また、特別監視委員会構成員の一部より、反対意見が出された議案については、取締役会より下位の決裁権限事項であっても、取締役会決議事項とすることを「特別監視委員会規程」に規定しています。

さらに、特別監視委員会規程の別紙に、月次・四半期・半期の定例報告事項として、「楽天グループとの取引残高報告」、「楽天カードスーパーラストのパフォーマンス報告」、「楽天グループとの取引の一覧（特定関係者取引）」、「関連当事者取引一覧」、「出向者の状況」、「楽天グループ(株)とのグループコアアセットの利用等に関する契約に基づくグループコアアセット利用料及び非独占的ブランドライセンス契約に基づくブランドライセンス料の妥当性の検証」、「楽天グループ(株)とのグループ包括契約に係る費用の妥当性の検証」、「常勤取締役の楽天グループ主催会議への出席状況」を規定し、楽天グループとの取引に、アームズ・レングス・ルール、利益相反取引の観点からの妥当性を検証する体制を構築しています。加えて「楽天グループとの取引残高報告」については、取締役会にも報告しています。なお、当連結会計年度における楽天グループとの取引の妥当性について、取締役会及び特別監視委員会において、疑義が述べられた事案はございません。

12. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

13. その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当行は、上場会社として、株主に対する安定的な配当を実施することは重要であると考えています。

一方、当行は、未だ成長局面にあるため、内部留保の充実を優先し、事業規模の拡大、収益の向上の速度を上げて企業価値の最大化を図ることが、より適切な株主還元になり得るとも考えています。かかる2つの観点の最適バランスをその時々判断し、株主還元の充実に努めてまいります。

当行は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。なお、当行は剰余金の配当基準日として、毎年3月31日を基準日とする期末配当、9月30日を基準日とする中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めており、具体的な配当回数に関する方針は定めていません。

当事業年度の剰余金の配当は、行っていません。

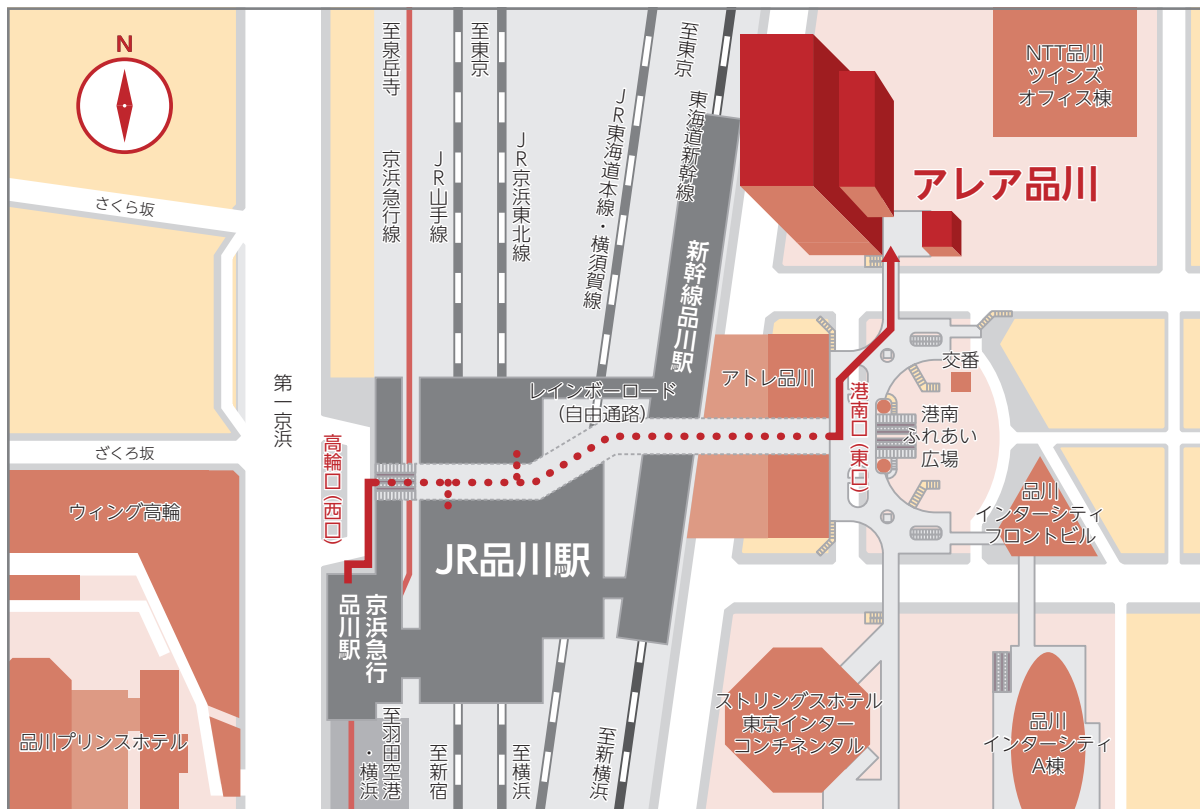
また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けています。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上する必要があります。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区港南一丁目9番36号

アレア品川 東京コンファレンスセンター・品川 5階 大ホール



交通

- JR線（山手線・京浜東北線・東海道本線・横須賀線）
- 京浜急行線

「品川駅」港南口 徒歩約1分

お願い：駐車場の用意がございませんので、交通機関をご利用ください。

- 同封の「議決権行使書用紙」を会場受付へご提出ください。
- 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- お土産の配布はございません。
- 株主総会会場での撮影、録画、録音、SNS等での投稿等は禁止とさせていただきます。
- 株主総会会場での飲食は禁止とさせていただきます。

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。
環境に配慮した植物油インキを
使用しています。